

平成 19 年 5 月 16 日
まちづくり調整・都市整備委員会
都 市 整 備 局

機構及び事務分掌

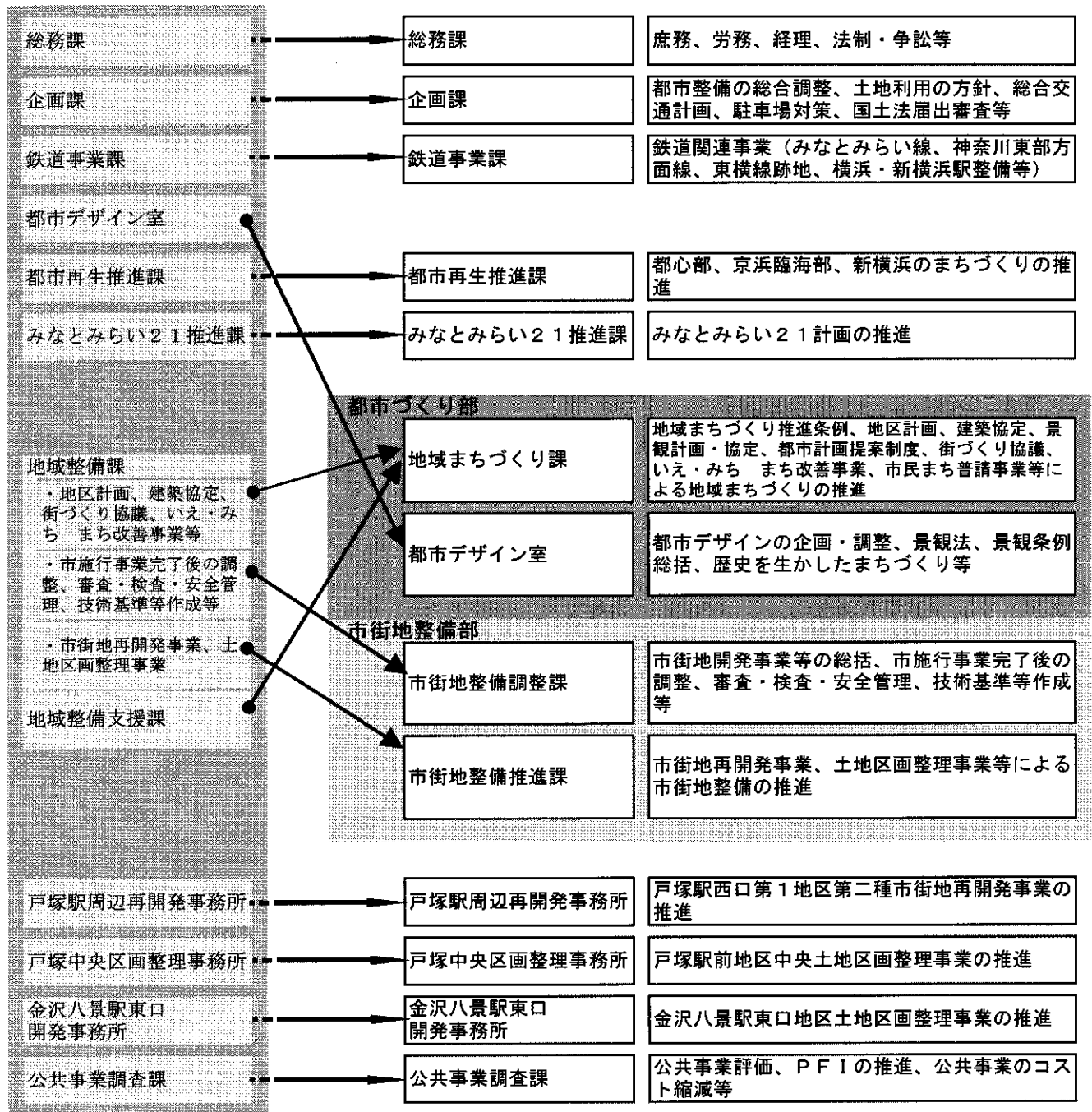
都市整備局



身近なまちづくりを推進する部署を再編し、よりきめ細かく市民の満足度の高いまちづくりを進めます。

様々な誘導型まちづくり手法を活用した協働によるまちづくりを推進する部署を新設し、市民に身近な地域のまちづくりを支援します。
(都市づくり部)

再開発や区画整理等の調査・計画・進行管理業務に特化した部署を新設し、専門性を活かして拠点駅周辺の整備を促進します。
(市街地整備部)

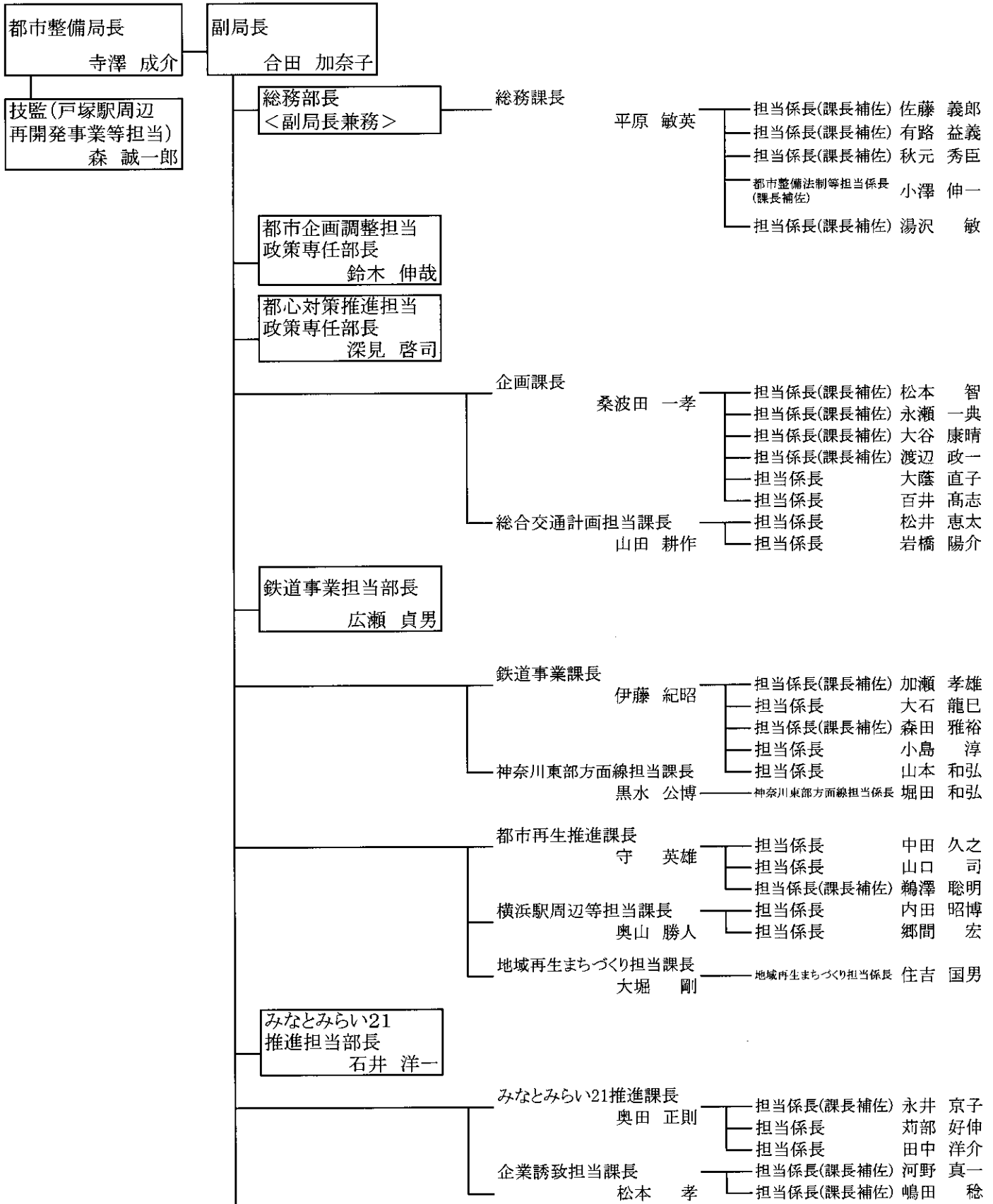


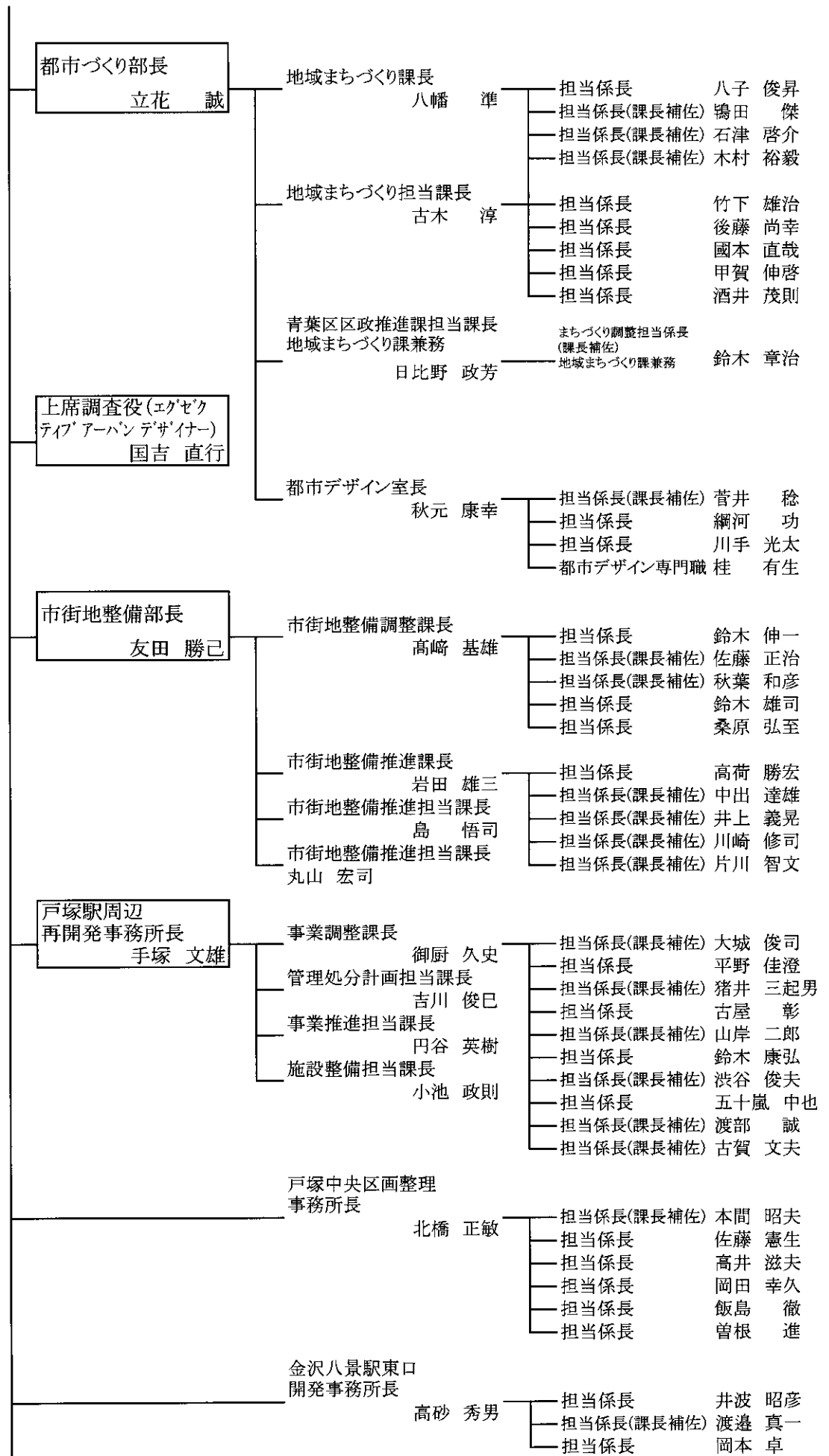
青葉区の「まちのルールづくり相談センター」を区役所に設置します(平成19年5月1日)。

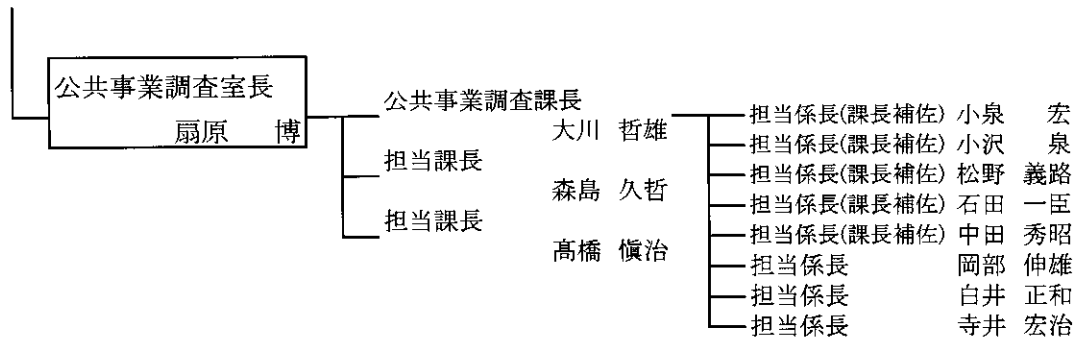
～青葉区役所のまちづくり機能をモデル的に強化～

- 青葉区における、建築協定、地区計画等による「まちのルールづくり」に関する相談窓口
現行 都市整備局及び青葉区役所 → センター設置後は 青葉区役所に一本化
- 青葉区内の街づくり協議、地区計画届出、都市計画提案制度などの窓口
現行 都市整備局 → センター設置後は、青葉区役所に移行

都市整備局機構図







都市整備局事務分掌

総務課

- 1 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課の主管に属しないこと。

企画課

- 1 都市整備に関する調査、企画及び事業の推進並びに総合調整に関すること。
- 2 土地利用に係る基本的な方針の策定に関すること。
- 3 横浜市都市計画マスタープランの全市プランの決定又は変更に関すること。
- 4 都市交通に関する調査、計画の立案及び調整に関すること。
- 5 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社に関すること。
- 6 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行に関すること。
- 7 土地取引価格に関する国、県等との連絡調整に関すること。
- 8 租税特別措置法に基づく特定住宅用地の譲渡等の認定に関すること。
- 9 駐車場法(昭和32年法律第106号)及び横浜市駐車場条例の施行に関すること(まちづくり調整局建築審査部建築審査課の分掌事務第12号に係わるものを除く。)
- 10 駐車場整備に関する調査、企画、指導及び助成並びに総合調整に関すること。
- 11 既存駐車場の有効活用及び駐車場に関する関係機関等との連絡調整に関すること。

鉄道事業課

- 1 鉄道事業に関する事業の推進及び調整に関すること。
- 2 都心、新横浜都心及び京浜臨海部における交通結節点の計画、整備及び調整に関すること。
- 3 横浜高速鉄道株式会社に関すること。

都市再生推進課

- 1 都心(みなとみらい21地区を除く。)、新横浜都心及び京浜臨海部(以下この条において「都心部等」という。)における横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号。以下「まちづくり条例」という。)の運用に関すること。
- 2 都心部等における横浜市都市計画マスタープランの地区プランの調整に関すること。
- 3 都心部等における都市計画提案制度の活用推進に関すること。
- 4 都心部等における建築協定及び景観協定の活用推進に関すること。
- 5 都心部等における地区計画の原案作成及び運用に関すること。
- 6 都心部等における景観計画の原案作成及び運用に関すること。

- 7 都心部等における横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「景観条例」という。）に係る都市景観協議地区の原案作成及び運用に関すること。
- 8 都心部等における景観法（平成 16 年法律第 110 号）又は景観条例に違反する行為の調査、初期指導及び報告に関すること。
- 9 都心部等における地域まちづくりに関する相談、支援等に関すること。
- 10 都心部等における区役所との連携による地域まちづくりの推進及び総合調整に関すること。
- 11 都心部等における市街地開発事業等(以下「都心部開発事業等」という。)の調査、計画及び進行管理に関すること。
- 12 都心部開発事業等の都市計画決定のための原案作成等に関すること。
- 13 都心部開発事業等地区の建築行為等の制限に関すること。
- 14 都心部開発事業等に係る公共施設等予定地の管理に関すること。
- 15 横浜新都市センター株式会社に関すること。
- 16 その他都心部等における都市整備に関すること。

みなとみらい 21 推進課

- 1 みなとみらい 21 基本計画に関すること。
- 2 みなとみらい 21 地区の開発の促進に関すること。
- 3 みなとみらい 21 地区の土地利用の調整に関すること。
- 4 みなとみらい 21 街づくり協定に関すること。
- 5 みなとみらい 21 地区の土地区画整理事業の推進に関すること。
- 6 みなとみらい 21 地区の都市施設の整備の推進に関すること。
- 7 みなとみらい 21 地区に係る交通対策に関すること。
- 8 地区計画の原案作成及び運用に関すること(みなとみらい 21 地区に係るものにかぎる。)
- 9 株式会社横浜みなとみらい二十一に関すること。
- 10 財団法人ケーブルシティ横浜に関すること。
- 11 その他みなとみらい 21 地区における都市整備に関すること。

地域まちづくり課

- 1 地域まちづくりに係る企画及び調整に関すること。
- 2 まちづくり条例に係る施策の企画立案、総合調整、運用等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市都市計画マスタープランの区プランの調整に関すること。
- 4 横浜市都市計画マスタープランの地区プランの調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- 5 都市計画提案制度の活用推進に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

- 6 建築協定及び景観協定の活用推進に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 7 地区計画の原案作成及び運用に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 8 景観計画の原案作成及び運用に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 9 景観条例に係る都市景観協議地区の原案作成及び運用に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 10 景観法又は景観条例に違反する行為の調査、初期指導及び報告に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 11 地域まちづくりに関する相談、支援、啓発等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 12 密集住宅地における住環境改善に係る企画、啓発及び活動の支援並びに住環境整備等に関する事(まちづくり調整局住宅部住宅整備課の主管に属するものを除く。)
- 13 住宅地区改良事業に関する事(まちづくり調整局住宅部住宅整備課の主管に属するものを除く。)
- 14 区役所との連携による地域まちづくりの推進及び総合調整に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 15 その他地域まちづくりに関する事。
- 16 部内他の課の主管に属しない事。

都市デザイン室

- 1 都市デザインに係る企画及び調整に関する事。
- 2 横浜市都市美対策審議会に関する事。
- 3 景観法及び景観条例に係る施策の企画立案、総合調整、運用等に関する事(景観計画の原案作成及び運用については、横浜市全域を対象とするものに限る)。
- 4 景観法及び景観条例の違反指導及び措置に関する事。
- 5 歴史的建造物の保全活用等歴史を生かしたまちづくりに関する事。
- 6 その他都市デザイン、景観形成等に関する事。

市街地整備調整課

- 1 市街地開発事業等に係る事業推進施策の企画立案及び総合調整に関する事。
- 2 国庫補助金等の調整に関する事。
- 3 市施行(行政庁施行を含む。)の市街地開発事業地区の事業完了後の調整に関する事。
- 4 保留地及び保留床の管理及び処分に関する事(再開発事務所、区画整理事務所及び開発事務所(以下「再開発事務所等」という。)の主管に属するものを除く。)
- 5 市街地開発事業に係る審査請求、不服申立て等の処理に関する事。
- 6 土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する事。
- 7 土地区画整理審議会委員及び評価員の選挙又は選任に関する事。

- 8 市街地再開発審査会委員の選任に関すること。
- 9 部内の公共施設等予定地の管理に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- 10 租税特別措置法に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関すること。
- 11 横浜市都市整備基金に関すること。
- 12 市街地開発事業等に係る土木工事及び建築工事の設計審査、検査及び安全管理に関すること。
- 13 局所管工事の設計に関する技術基準等の作成に関すること。
- 14 工事に関する局内調整事務に関すること。
- 15 市街地開発事業等に係る設備工事の設計、監理及び検査並びに安全管理に関すること。
- 16 局所管施設に係る電気設備の保安に関すること。
- 17 都市再開発事業融資に関すること。
- 18 部内他の課の主管に属しないこと。

市街地整備推進課

- 1 市街地開発事業等(都市再生推進課、みなとみらい 21 推進課及び再開発事務所等の分掌するものを除く。次号から第 4 号までにおいて同じ。)の調査、計画及び進行管理に関すること。
- 2 市街地開発事業等の都市計画決定のための原案作成に関すること。
- 3 市街地開発事業等地区内の建築行為等の制限に関すること。
- 4 市街地開発事業等に係る公共施設等予定地の管理に関すること。
- 5 その他市街地整備に関すること。

公共事業調査課

- 1 公共事業に係る技術的事項の調査検討及び総合調整に関すること。
- 2 公共事業の実施手法等の調査検討及び総合調整に関すること。
- 3 請負工事の品質確保に係る調査及び総合調整に関すること。
- 4 公共施設に係る技術審査に関すること。
- 5 技術職員の技術力向上に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- 6 横浜市工事安全管理規則(昭和 45 年 7 月横浜市規則第 89 号)に関すること。
- 7 技監に関すること。

平成19年度

事業概要

都市整備局

目 次

	ページ
1. 平成19年度都市整備局予算について	1
2. 局 予 算 案 総 括 表	5
3. 一 般 会 計 予 算	6
(1) 予 算 案 総 括 表	6
(2) 企 画 費	7
(3) 鉄 道 関 連 事 業 費	8
(4) 地 域 整 備 費	8
(5) 市街地開発事業費会計繰出金	9
(6) 高速鉄道事業会計繰出金	9
4. 市街地開発事業費会計予算	10
(1) 予 算 総 括 表	10
(2) 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業費	11
(3) 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業費	11
(4) 上大岡駅西口地区市街地再開発事業費	11
(5) 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業費	12
(6) 都 市 整 備 基 金 費	12
(7) 公 債 費 等	12

平成19年度 都市整備局予算の施策体系について

◆基本方針

～現場を重視し、市民とよく話し合い、市民とともに魅力と誇りが実感できる都市づくりを目指して～

※太字は中期計画重点事業を示す

1 地域まちづくりの推進

地域まちづくりの推進

- 地域まちづくり推進事業
 - ・地域まちづくり活動に対する支援等（重点事業4-1-1）
 - ・ヨコハマ市民まち管轄事業（重点事業4-1-1）
- いえ・みち まち改善事業等（重点事業1-2-3、4-1-5）
- 住宅地区改良事業（中村町5丁目、新山下二丁目）
- 身近な地域・元気づくりモデル事業【新規】（重点事業4-1-2）

都市デザインの推進

- 景観形成推進事業
- 歴史的景観保全事業

2 新たな都市づくりの総合調整

新たな都市づくりの総合調整

- 新市庁舎整備構想検討調査費【新規】
- 総合交通調査調整費
- 駐車場対策費
- 都市づくり総合調整費

3 都市整備の着実な推進

鉄道施設等の整備

横浜駅周辺大改造の推進

関内・関外地区の整備

みなとみとみらい21地区の整備

新横浜都心の整備

市街地整備の推進

戸塚駅周辺のまちづくり

- 横浜駅整備事業（重点事業6-2-5）
- 神奈川東部方面線整備事業（重点事業4-3-2）
- 都市再生推進費（横浜駅周辺大改造計画策定等、重点事業6-2-5）
- 横浜駅周辺・高島町・ポートサイド地区のまちづくり（重点事業6-2-5）
- 野毛・桜木町周辺のまちづくり
- 東横線跡地整備事業
- みなとみらい21地区のまちづくり（重点事業6-2-5）など
- 新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業（重点事業6-2-6）
 - 金沢八景駅東口
 - 鶴見駅東口
 - 上大岡C南
 - 鶴ヶ峰駅南口
 - 長津田駅北口（重点事業4-1-3）
- 拠点駅周辺の整備促進
 - ・二俣川駅南口、中山駅南口、東山田、大船駅北第二、下飯田駅等周辺（重点事業4-1-3）
 - ・杉田・新杉田、金沢文庫駅東口、新横浜駅南部、綱島駅周辺港北ニュータウン、瀬谷駅南口、等
- 鶴ヶ峰駅北口地区のまちづくり検討（区局連携事業）
- 二ツ橋北部地区のまちづくり検討（区局連携事業）
- 時代に即したまちづくり推進費
- 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業（重点事業4-1-4）
- 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業（重点事業4-1-4）

4 適正で効率的な公共事業実施のための技術的支援の推進

公共事業の品質確保・コスト縮減

- 公共事業調査等推進事業

【基本目標-1】 地域まちづくりの推進

- ◆ 区との連携・支援を進めながら、地域に出向き、多様な手法を活用して市民とともにまちづくりに取り組みます。
- ◆ 都市デザイン活動を通じて横浜の個性と魅力を高める取り組みを推進します。

【地域のまちづくりの推進】

(1) 地域まちづくり推進事業（重点事業4-1-1 市民発意による地域まちづくりの推進）

身近な地域における市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」を中心に区役所と連携し、まちづくりコーディネーターの派遣や活動助成等の支援を行います。

また、市民が自ら主体となって行う身近なまちの整備に関する提案を募集し、公開コンテストで選考された提案に助成金を交付する「ヨコハマ市民まち普請事業」を実施します。

（地域まちづくり推進条例に基づく活動支援、ヨコハマ市民まち普請事業等）

(2) 身近な地域・元気づくりモデル事業〈新規〉（重点事業4-1-2 身近な地域・元気づくりの推進）

少子高齢化社会における身近な地域の様々な課題に対し、地域社会の自律的課題解決能力を高めていくため、市民相互の協働による地域運営（エリアマネジメント）のモデル事業を実施します。平成19年度は、地域の特性に応じた地域運営の進め方等を検討します。

(3) いえ・みち まち改善事業（重点事業1-2-3 まちの防災性の向上、4-1-5 いえ・みち まち改善事業）

防災上課題のある密集住宅市街地において、防災情報の共有や防災計画づくりを地域とともに行うとともに、狭あい道路拡幅や小広場の整備、建て替え促進等を進め、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

(4) 住宅地区改良事業

道路等が未整備で老朽木造住宅が密集している地区において、不良住宅を除却し、道路整備や改良住宅建設等により防災性の向上と住環境の改善を図ります。

（中村町5丁目地区、新山下二丁目地区）

【都市デザインの推進】

(5) 景観形成推進事業

景観ビジョンに基づき、景観条例や景観法を活用した市域全体での景観づくりに取り組みとともに、関内地区等において、景観形成ルールづくりを進めます。また、オープンカフェなどの横浜らしい景観形成モデル事業を推進します。

(6) 歴史的景観保全事業

「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき、歴史的建造物の登録・認定を進めるほか、保全改修工事への助成等を行います。

【基本目標-2】 新たな都市づくりの総合調整

- ◆ 喫緊の政策課題に迅速に対応し、新たな仕組みや制度づくりを具体化します。

【新たな都市づくりの総合調整】

(7) 新市庁舎整備構想検討調査費〈新規〉

新市庁舎整備について平成7年の「横浜州市庁舎整備審議会」答申を踏まえ、都心部のまちづくりとの調整を含め、広く市民・企業に意見を聞きながら、候補地や整備方法などの整備構想について総合的に検討します。

(8) 総合交通調査調整費

平成20年度に実施予定の東京都市圏パーソントリップ調査の予備検討調査等を行います。

(9) 駐車場対策費

「横浜市駐車場条例（附置義務制度）」の改正とともに、都心部観光バス対策、自動二輪車等、駐車場対策を進めます。

(10) 都市づくり総合調整費

都市計画法に基づく整備、開発、保全の方針の見直し、羽沢駅周辺のまちづくり等について、関係局等と連携して調査検討に取り組みます。

(基本目標-3) 都市整備の着実な推進

- ◆ 都市横浜の活力を高める都心・新横浜都心の事業を推進します。
- ◆ 地域特性に応じた事業の展開を図るとともに、民間の力を活用しながら効率的で効果的に事業を推進します。
- ◆ 地域の状況や課題を踏まえ、新たな時代に対応した街づくり手法の具体化を図ります。

【鉄道施設等の整備】

- (11) 横浜駅整備事業（重点事業6-2-5 横浜駅周辺大改造）
駅東西の一体化と回遊性の強化を図り、利用者の安全性・利便性の向上を図るため、平成19年度末の全面的な供用開始に向けて、引き続き、きた通路・みなみ通路・南北連絡通路等の整備を進めます。
- (12) 東横線跡地整備事業
都心部における回遊性の向上と跡地周辺地域の活性化に向け、東白楽駅から横浜駅間の「緑道」整備と、横浜駅から桜木町駅間の「自転車も通れる遊歩道や駐輪場」整備について、引き続き、用地取得、設計、工事等を進めます。
- (13) 神奈川東部方面線整備事業（重点事業4-3-2 鉄道ネットワーク形成）
18年度に事業化した「西谷～羽沢間」及び19年度に事業化した「羽沢～日吉間」を含めた全区間において調査設計等を進めるとともに、相鉄線内の信号等の改修工事についても実施します。

【横浜駅周辺大改造の推進】

- (14) 都市再生推進費(重点事業6-2-5 横浜駅周辺大改造)
横浜駅周辺大改造計画策定等、横浜都心部再生の検討を行います。
横浜の玄関口にふさわしい街づくりを進めるため、まちづくりに不可欠なインフラ整備及び民間開発誘導などの検討を行い、横浜駅周辺の将来の都市像を見据えた「横浜駅周辺大改造計画」を地元等と連携して策定します。
東口では、横浜中央郵便局周辺について、横浜駅みなみ通路の出口部やみなとみらい21地区への歩行者動線等の整備を含めた東口の整備計画の検討を進めます。
西口では、幸栄・五番街地区の再開発事業の事業化に向け、支援策の検討などを進めます。
- (15) 高島二丁目地区市街地再開発事業（重点事業6-2-5 横浜駅周辺大改造）
都市機能の更新、土地の合理的利用、防災性向上を図るため、商業・業務・住宅等が複合する再開発ビル整備を推進します。また、再開発ビルへ接続する万里橋交差点歩道橋の工事を進めます。
- (16) ヨコハマポートサイド地区整備事業（重点事業6-2-5 横浜駅周辺大改造）
横浜駅とヨコハマポートサイド地区を結ぶデッキ工事を進めるとともに、C-3街区における商業・業務・住宅等の複合ビル整備を推進します。

【間内・間外地区の整備】

- (17) 桜木町駅等周辺整備
野毛地区の振興策として、地区内の歩行者環境整備や、花咲町の共同化事業等を推進します。

【みなとみらい21地区の整備】

- (18) みなとみらい21事業の推進（重点事業6-2-5 横浜駅周辺大改造）
横浜駅からみなとみらい21地区への来街者の利便性向上と旧高島ヤード地区の街区開発を促進するため、横浜駅東口の横浜新都市ビルから帷子川を横断する「横浜駅東口ペDESTリアンデッキ」等を整備します。また、引き続き市関連用地の事業者公募や企業誘致活動を行い、土地利用を促進します。

【新横浜都心の整備】

- (19) 新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業（重点事業6-2-6 新横浜都心の整備）
首都圏南西部を代表する広域交通拠点として、新横浜駅北口における交通結節点機能の強化を図るため、JR東海による新幹線駅舎改良や駅ビル整備と一体で、交通広場や連絡通路の整備を進めます。

【市街地整備の推進】

- (20) 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業【市施行】
減歩率を緩和するため地区内の用地を取得するとともに、仮換地計画の作成、工事計画、商業活性化等の検討を行います。
- (21) 鶴見駅東口地区市街地再開発事業【都市再生機構施行】
再開発ビル建設工事に着手します。
- (22) 上大岡C南地区市街地再開発事業【組合施行】
再開発ビル建設工事に着手します。
- (23) 鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業【組合施行】
19年8月に工事を完了する予定です。
- (24) 長津田駅北口地区市街地再開発事業【市住宅供給公社施行(予定)】(重点事業4-1-3 拠点駅周辺の整備促進)
都市計画決定を行うとともに、事業計画認可に向けた調査設計等を進めます。
- (25) 拠点整備の促進
各拠点地区の整備構想や整備手法の検討等を進めます。
・二俣川駅南口、中山駅南口、東山田、大船駅北第二、下飯田駅等周辺(重点事業4-1-3 拠点駅周辺の整備促進)
・杉田・新杉田、金沢文庫駅東口、新横浜駅南部、綱島駅周辺、港北ニュータウン、瀬谷駅南口等
- (26) 鶴ヶ峰駅北口地区整備計画の検討【区局連携事業】
鶴ヶ峰駅南口地区に続き、北口地区の街づくりを進めます。19年度は地元協議会と調整しながら、引き続き、整備計画の検討等を行います。
- (27) ニツ橋北部地区のまちづくり計画の検討【区局連携事業】
長期未着手となっているニツ橋北部地区土地区画整理事業全体の計画見直しを進め、当地区にふさわしい整備手法について検討します。引き続き、都市計画道路周辺地区の事業化検討や地元のまちづくり意向把握等を行います。
- (28) 時代に即したまちづくり推進費
非「成長・拡大」時代において、再開発や区画整理によるまちづくりを推進するため、地域特性や地元状況を踏まえた整備水準や事業手法等を検討し、市街地開発事業の推進方策の具体化に取り組みます。

【戸塚駅周辺のまちづくり】

- (29) 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業【市施行】(重点事業4-1-4 戸塚駅周辺地区まちづくり)
6月に仮設店舗をオープンし、地区内既存建物の解体工事に着手します。10月に道路・第1交通広場等の公共施設および再開発ビルの工事に着手します。
- (30) 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業【市施行】(重点事業4-1-4 戸塚駅周辺地区まちづくり)
17年度に着工した都市計画道路柏尾戸塚線の工事を進めるとともに、区画整理に伴う建物移転補償等を行い、18年度から着手した宅地造成工事についてもさらに進めます。

(基本目標-4) 適正で効率的な公共事業実施のための技術的支援の推進

- ◆ 公共事業の品質確保やコスト縮減などに向けた取組みを充実します。

【公共事業の品質確保・コスト縮減】

- (31) 公共事業調査等推進事業
公共事業の適正かつ効率的な執行により、品質の確保とコストの縮減を図るため、技術的な総合調整や各種施策を推進します。

平成19年度都市整備局予算
総括表

《一般会計》

(単位：千円)

		本年度	前年度	差引増△減	伸び率(%)
10款	都市整備費	20,014,250	22,338,788	△2,324,538	△10.4
	1項 都市整備費	20,014,250	22,338,788	△2,324,538	△10.4
18款	諸支出金	10,891,015	7,606,357	3,284,658	43.2
	1項 特別会計繰出金	10,891,015	7,606,357	3,284,658	43.2
合 計		30,905,265	29,945,145	960,120	3.2
財 源 内 訳	特定財源	12,961,536	11,087,100	1,874,436	16.9
	国庫支出金	7,159,959	5,710,216	1,449,743	25.4
	市 債	4,621,000	4,504,000	117,000	2.6
	負担金等	1,180,577	872,884	307,693	35.3
	一般財源	17,943,729	18,858,045	△914,316	△4.8
市債＋一般財源		22,564,729	23,362,045	△797,316	△3.4

《市街地開発事業費会計》

(単位：千円)

		本年度	前年度	差引増△減	伸び率(%)
1款	市街地開発事業費	26,582,328	20,073,465	6,508,863	32.4
	1項 事業費	17,325,933	11,910,225	5,415,708	45.5
	2項 公債費	9,255,395	8,162,240	1,093,155	13.4
	3項 予備費	1,000	1,000	0	0
合 計		26,582,328	20,073,465	6,508,863	32.4
財 源 内 訳	特定財源	15,946,313	12,467,108	3,479,205	27.9
	一般会計繰入金	10,636,015	7,606,357	3,029,658	39.8

一 般 会 計

平成 19 年 度 予 算 総 括 表

(単位：千円)

		本年度	前年度	差引増△減	伸び率(%)
10款	都 市 整 備 費	20,014,250	22,338,788	△2,324,538	△10.4
	1項 都 市 整 備 費	20,014,250	22,338,788	△2,324,538	△10.4
	1目 企 画 費	3,301,836	2,632,952	668,884	25.4
	2目 鉄 道 関 連 事 業 費	10,324,751	11,944,529	△1,619,778	△13.6
	3目 地 域 整 備 費	6,387,663	7,761,307	△1,373,644	△17.7
18款	諸 支 出 金	10,891,015	7,606,357	3,284,658	43.2
	1項 特 別 会 計 繰 出 金	10,891,015	7,606,357	3,284,658	43.2
	9目 市 街 地 開 発 事 業 費 会 計 繰 出 金	10,636,015	7,606,357	3,029,658	39.8
	16目 高 速 鉄 道 事 業 会 計 繰 出 金	255,000	0	255,000	100.0
合 計		30,905,265	29,945,145	960,120	3.2
財 源 内 訳	特 定 財 源	12,961,536	11,087,100	1,874,436	16.9
	国庫支出金	7,159,959	5,710,216	1,449,743	25.4
	市 債	4,621,000	4,504,000	117,000	2.6
	負担金等	1,180,577	872,884	307,693	35.3
	一 般 財 源	17,943,729	18,858,045	△914,316	△4.8
市債＋一般財源		22,564,729	23,362,045	△797,316	△3.4

1	企画費		一般行政職員人件費 街づくりの構想・企画・調整に関する経費 都市のデザインに関する経費 庁内の技術的な総合調整に関する経費等	
	本年度	3,301,836		千円
	前年度	2,632,952		
	差引	668,884		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国費	17,700	①職員人件費	2,789,352
	市債	0	②企画費	
	その他	28,398	1 都市づくり総合調整費	35,000
	一般財源	3,255,738	(整備・開発・保全の方針の見直し、羽沢駅周辺のまちづくり調査等)	
			2 新市庁舎整備構想検討調査費	5,000
		(新市庁舎についての総合的な整備構想の検討)		
		3 総合交通調査調整費	11,550	
		(パーソントリップ調査等)		
		4 駐車場対策費	24,000	
		(都心部観光バス、自動二輪車駐車場等の対策)		
		5 公共駐車場管理運営等対策費	145,887	
		(公共駐車場の管理運営補助等)		
		6 土地取引監視対策事業費等	22,063	
		(国土利用計画法に基づく土地取引届出に係る審査等)		
		③都市デザイン費		
		8 景観形成推進事業費	16,500	
		(都市景観誘導のためのガイドライン策定、景観形成モデル事業等)		
		9 歴史的景観保全事業費	67,500	
		(歴史的建造物の保全活用への助成等)		
		10 都市デザイン行政推進費	17,000	
		(都市デザインの関連調査・普及啓発のための経費等)		
		④公共事業調査等推進事業費		
		11 公共事業調査等推進費	24,285	
		(公共事業の品質確保、コスト縮減などに関する計画策定、審査・評価、調査等)		
		12 土木工事積算システム運用事業費	120,642	
		(現行システムの運用・管理、システム改善等)		
		⑤総務費		
		13 総合調整費等	23,057	

2	鉄道関連事業費		鉄道・都心部鉄道駅の改良、これに伴う都市施設の改良等に関する経費	
	本年度	10,324,751		千円
	前年度	11,944,529		
	差引	△1,619,778		
本年度の財源内訳	国費	2,238,200	1 横浜駅整備事業費	3,165,423
	市債	3,064,000	(きた通路・みなみ通路・南北連絡通路整備、きた通路管理等)	
	その他	7,116	2 新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業費	1,584,000
	一般財源	5,015,435	(交通広場・連絡通路工事)	
			3 鉄道駅総合改善事業補助金	78,000
			(京浜急行横浜駅改良)	
			4 横浜高速鉄道株式会社出資金	552,000
			5 横浜高速鉄道株式会社貸付金	2,345,233
			6 横浜高速鉄道株式会社助成費	1,302,707
			7 東横線跡地整備事業費	815,972
			(用地取得、実施設計、公園・自転車歩行者専用道路等の整備)	
			8 都市鉄道利便増進事業補助金	472,000
			(神奈川東部方面線整備)	
			9 都市交通基盤整備基金積立金等	9,416

3	地域整備費		市民のまちづくり活動に対する助成経費 市域各地区の整備に関する経費	
	本年度	6,387,663		千円
	前年度	7,761,307		
	差引	△1,373,644		
本年度の財源内訳	国費	1,676,919	①地域まちづくり推進費	
	市債	795,000	1 身近な地域・元気づくりモデル事業費	8,000
	その他	1,145,063	(地域運営のあり方検討、モデル事業実施の検討等)	
	一般財源	2,770,681	2 地域まちづくり推進事業費	129,810
			(地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動への支援、ヨコハマ市民まち普請事業の実施等)	
			3 いえ・みち まち改善事業費	111,708
			(勉強会・協議会への支援、小広場整備等)	
			②地域整備推進費	
			4 鶴見駅東口地区市街地再開発事業費	215,000
			(転出者補償等)	
			5 上大岡C南地区市街地再開発事業費	259,500
			(再開発ビル建設工事等)	
			6 鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業費	813,689
			(再開発ビル建設工事等)	
			7 長津田駅北口地区市街地再開発事業費	87,800
			(事業計画作成等)	
			8 戸塚駅周辺整備事業費	166,400
			(用地取得、まちづくり計画等)	
			9 住宅地区改良事業費	371,519
			中村町5丁目地区、新山下二丁目地区	
			(道路整備、用地取得等)	
			10 拠点整備促進費	52,500
			二俣川駅南口地区、鶴ヶ峰駅北口地区[区局連携事業含む]、杉田・新杉田地区、金沢文庫駅東口地区、新横浜駅南部地区、綱島駅周辺地区、中山駅南口地区、港北ニュータウン地区、東山田地区、大船駅北第二地区、下飯田駅等周辺地区、二ツ橋北部地区[区局連携事業含む]、瀬谷駅南口地区等	
			(拠点地区の整備構想、整備手法の検討等)	

11	時代に即したまちづくり推進費 (市街地開発事業推進方策の検討等)	5,000
12	地域施設管理費等	292,557
③都心部再生推進費		
13	都市再生推進費 (横浜駅周辺大改造計画策定、関内・関外地区まちづくり検討等)	93,000
14	高島二丁目地区市街地再開発事業費 (再開発ビル建設工事、万里橋交差点歩道橋整備)	966,200
15	ヨコハマポートサイド地区整備事業費 (C-3街区ビル建設工事、横浜駅ポートサイド連絡デッキ整備等)	1,259,000
16	桜木町駅等周辺整備事業費等 (歩行者環境整備、花咲町一丁目地区共同化ビル建設工事等)	80,200
④みなとみらい21推進費		
17	みなとみらい21基盤整備事業費 (横浜駅東口ペDESTリアンデッキ、高島二丁目デッキ整備)	791,000
18	みなとみらい21地区施設管理費 (クイーンモール等管理運営等)	659,325
19	みなとみらい21企画調整費等	25,455

4	市街地開発事業費 会計繰出金		
	本年度	10,636,015	
	前年度	7,606,357	
	差引	3,029,658	
本年度の財源内訳	国費	3,227,140	
	市債	507,000	
	その他	0	
	一般財源	6,901,875	
			千円
	1	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業に対する繰出金	2,343,453
	2	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業に対する繰出金	468,000
	3	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業に対する繰出金	3,830,126
	4	上大岡駅西口地区市街地再開発事業の収支不足相当繰出金	1,342,236
	5	都市整備基金費に対する繰出金	8,122
	6	公債費等に対する繰出金	2,644,078

5	高速鉄道事業会計 繰出金		
	本年度	255,000	
	前年度	0	
	差引	255,000	
本年度の財源内訳	国費	0	
	市債	255,000	
	その他	0	
	一般財源	0	
			千円
		横浜環状鉄道(中山～日吉間)建設に係るニュータウン開発者負担金相当額の本市分任意出資金を繰出	255,000

市街地開発事業費会計

平成19年度予算案総括表

(単位：千円)

		本年度	前年度	差引増△減	伸び率(%)
1款	市街地開発事業費	26,582,328	20,073,465	6,508,863	32.4
1項	事業費	17,325,933	11,910,225	5,415,708	45.5
1目	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業費	6,983,225	6,775,806	207,419	3.1
2目	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業費	470,649	39,000	431,649	1,106.8
3目	上大岡駅西口地区市街地再開発事業費	203,772	294,546	△90,774	△30.8
4目	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業費	3,846,170	2,265,681	1,580,489	69.8
5目	都市整備基金費	5,822,117	2,535,192	3,286,925	129.7
2項	公債費	9,255,395	8,162,240	1,093,155	13.4
1目	元金	8,451,026	7,312,888	1,138,138	15.6
2目	利子	786,251	795,118	△8,867	△1.1
3目	公債諸費	18,118	54,234	△36,116	△66.6
3項	予備費	1,000	1,000	0	0
1目	予備費	1,000	1,000	0	0
合 計		26,582,328	20,073,465	6,508,863	32.4
財 源 内 訳	特定財源	15,946,313	12,467,108	3,479,205	27.9
	国庫支出金	849,000	1,424,000	△575,000	△40.4
	市債	3,779,000	4,872,000	△1,093,000	△22.4
	財産収入等	11,318,313	6,171,108	5,147,205	83.4
	一般会計繰入金	10,636,015	7,606,357	3,029,658	39.8
	うち国庫支出金	3,227,140	1,218,403	2,008,737	164.9

1	戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業費	戸塚駅西口第1地区については、市街地再開発事業により基盤施設及び公益施設の整備を行うとともに、商業機能の強化を図ります。
	本年度	6,983,225
	前年度	6,775,806
	差引	207,419
本年度の財源内訳	国費	849,000
	市債	3,779,000
	その他	11,772
	一般会計繰入金	2,343,453
		<p>千円</p> <p>戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業費 6,983,225</p> <p>地区内既存建物解体工事 公共施設整備工事 施設建築物等実施設計 仮設店舗整備・運営 事業用地保全管理 等</p> <p>全体計画 施行面積 約4.3ha 計画年度 平成8年度～平成24年度 総事業費 約994億円</p>

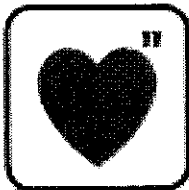
2	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業費	金沢八景駅東口地区については、土地区画整理事業により駅前広場や道路・下水道等の基盤整備を行うとともに、交通ターミナル機能の充実を図ります。
	本年度	470,649
	前年度	39,000
	差引	431,649
本年度の財源内訳	国費	0
	市債	0
	その他	2,649
	一般会計繰入金	468,000
		<p>千円</p> <p>金沢八景駅東口地区土地区画整理事業費 470,649</p> <p>用地取得・移転補償 仮換地計画作成 工事計画検討 商業活性化検討 等</p> <p>全体計画 施行面積 約2.4ha 計画年度 昭和61年度～平成28年度 総事業費 約91億円 公共施設等 駅前広場 区画道路</p>

3	上大岡駅西口地区市街地再開発事業費	上大岡駅西口地区については、保留床の貸付・売却を行います。
	本年度	203,772
	前年度	294,546
	差引	△90,774
本年度の財源内訳	国費	0
	市債	0
	その他	203,772
	一般会計繰入金	0
		<p>千円</p> <p>上大岡駅西口地区市街地再開発事業費 203,772</p> <p>保留床管理費等</p>

4	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業費		JRに分断されている東西地区の一体化を図るため、交通の軸線である都市計画道路柏尾戸塚線を整備するとともに沿道地区の基盤整備等を行います。	
	本年度	3,846,170		千円 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業費 3,846,170 都市計画道路柏尾戸塚線築造 移転補償 ペDESTリアンデッキ等設計 宅地造成工事 付帯工事等
	前年度	2,265,681		
	差引	1,580,489		
本年度の財源内訳	国費	0	全体計画 施行面積 約6.8ha 計画年度 平成14年度～平成26年度 総事業費 約325億円 公共施設等 都市計画道路柏尾戸塚線(延長約661m、幅員20m)、 区画道路、公園	
	市債	0		
	その他	16,044		
	一般会計繰入金	3,830,126		

5	都市整備基金費		市街地開発事業の促進と市債償還財源の確保を目的とする都市整備基金に、保留床売却・貸付収入等を積み立てます。	
	本年度	5,822,117		千円 1 都市整備基金積立金 4,371,759 2 上大岡駅西口地区市街地再開発事業の収支不足相当積立金 1,342,236 3 用地管理費等 108,122
	前年度	2,535,192		
	差引	3,286,925		
本年度の財源内訳	国費	0		
	市債	0		
	その他	4,471,759		
	一般会計繰入金	1,350,358		

6	公債費等		保留床及び保留地処分金事業に係る市債償還金を、市街地開発事業費会計から市債金会計へ繰り出します。	
	本年度	9,256,395		千円 1 元金 8,451,026 2 利子 786,251 3 公債諸費等 19,118
	前年度	8,163,240		
	差引	1,093,155		
本年度の財源内訳	国費	0		
	市債	0		
	その他	6,612,317		
	一般会計繰入金	2,644,078		

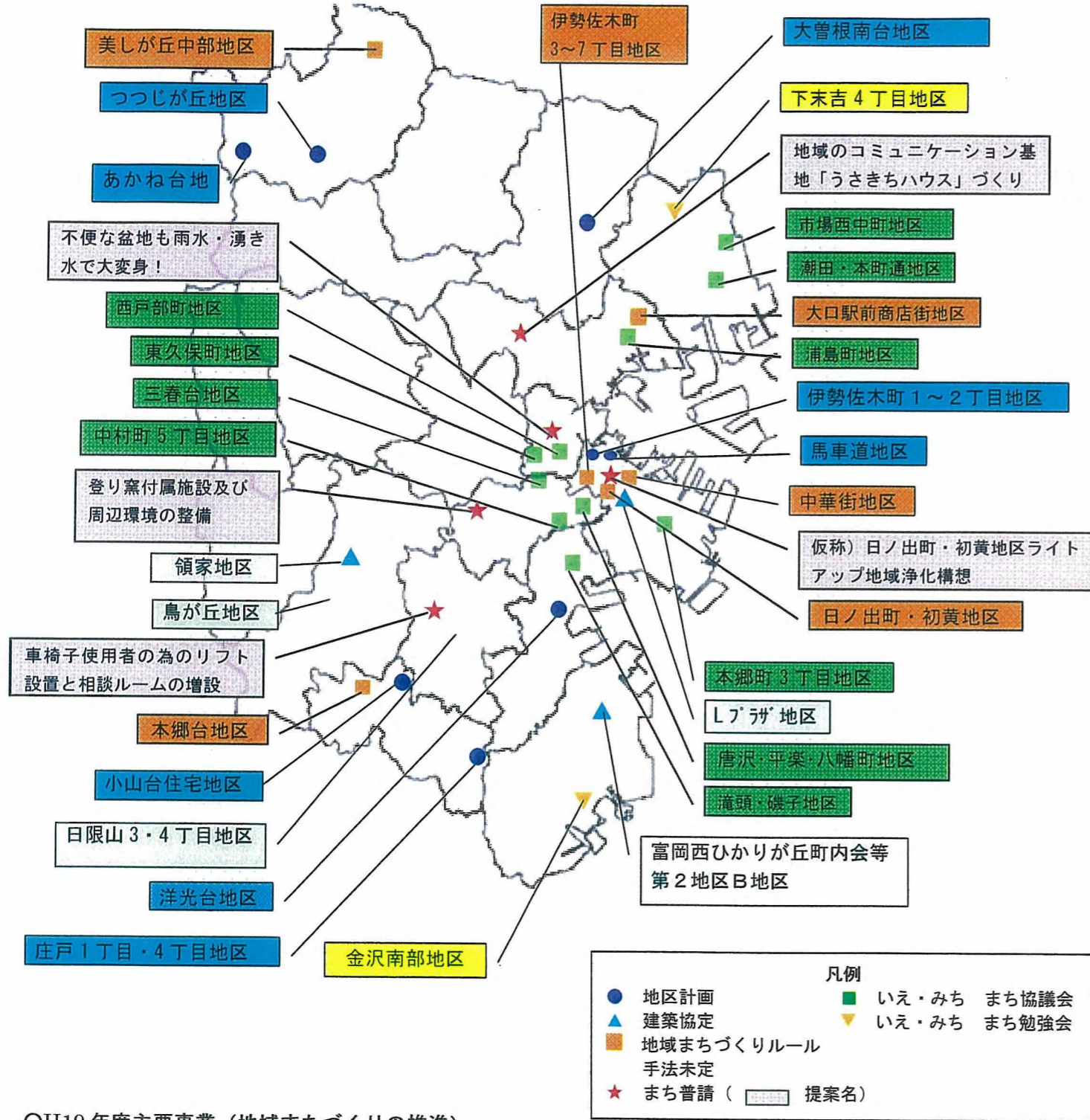


あちこち・ドキドキ・ハマのまち

都市整備局

平成19年度 都市整備局予算資料 (地域まちづくりの推進等)

地域とともに創り育てるまちづくり (協働による地域まちづくりの推進)



OH19年度主要事業 (地域まちづくりの推進)

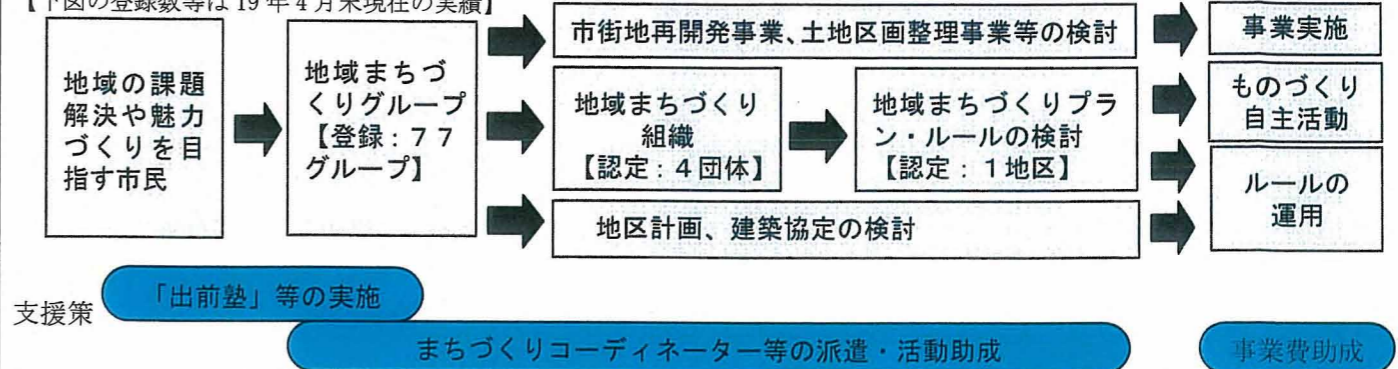
事業名	平成19年度予算	平成18年度予算
1 地域まちづくり推進事業 (重点事業4-1-1)	129,810千円	109,030千円
(内訳)		
① 地域まちづくり活動に対する支援等	85,310千円	72,030千円
② ヨコハマ市民まち普請事業	44,500千円	37,000千円
2 いえ・みち まち改善事業等 (重点事業1-2-3、4-1-5)	111,708千円	111,899千円
3 身近な地域・元気づくりモデル事業 (新規:重点事業4-1-2)	8,000千円	0千円

1 地域まちづくり推進事業 (重点事業4-1-1)

①地域まちづくり活動に対する支援等

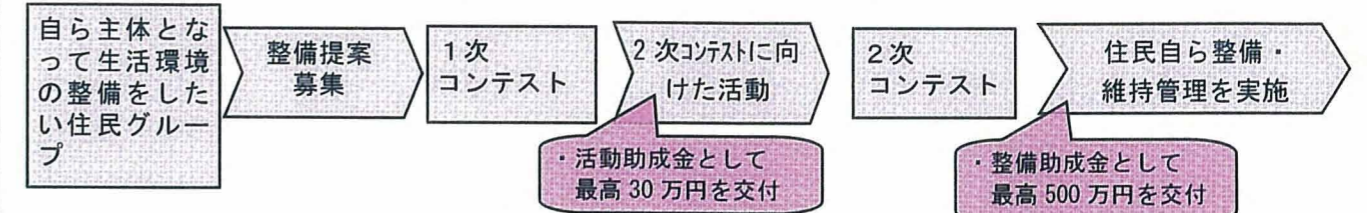
身近な地域における市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」を中心に区役所と連携し、まちづくりコーディネーターの派遣や活動助成、事業費助成の支援を行います。
また、まちづくり支援団体 (NPO) の育成及び活動助成を行います。

【下図の登録数等は19年4月末現在の実績】



②ヨコハマ市民まち普請事業

市民が自ら主体となって行う身近な生活環境の整備 (施設整備) に関する提案を募集し、公開コンテストで選考された提案に最高500万円の助成金を交付する「ヨコハマ市民まち普請事業」を平成17年度から始めています。19年度も引き続き整備提案を募集するとともに、平成18年度に選考された5件の整備費を助成します。



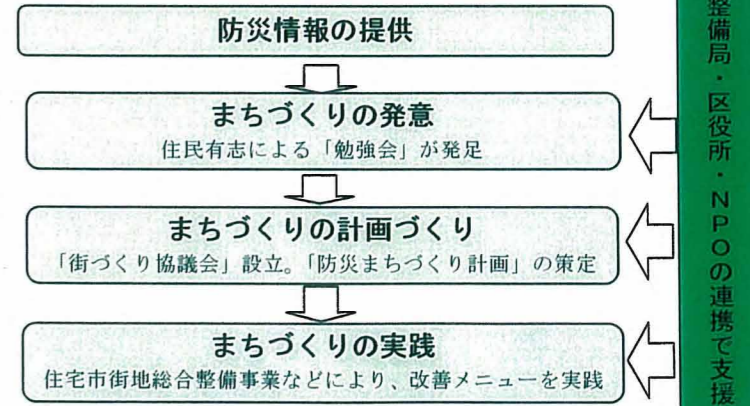
2 いえ・みち まち改善事業等

(重点事業1-2-3、4-1-5)

市内全域を対象に、延焼危険・倒壊危険等の客観的基準により選定した、防災上課題のある密集住宅市街地 (23地区660軒) において、防災情報を共有し、協働で防災まちづくり計画をつくり、狭い道路拡幅、小広場整備、建替促進、耐震改修など、防災まちづくりを段階的に推進し、防災性の向上及び住環境の改善を図ります。

- ・勉強会箇所数: 2箇所
- ・協議会箇所数: 10箇所
- ・住市総事業地区: 3地区

住民協働による防災まちづくりの推進



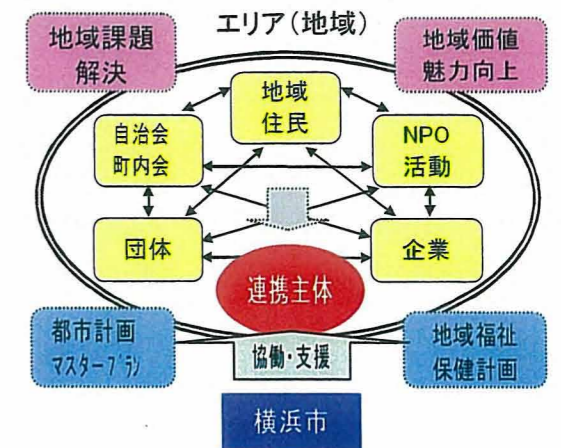
3 身近な地域・元気づくりモデル事業【新規】

(重点事業4-1-2)

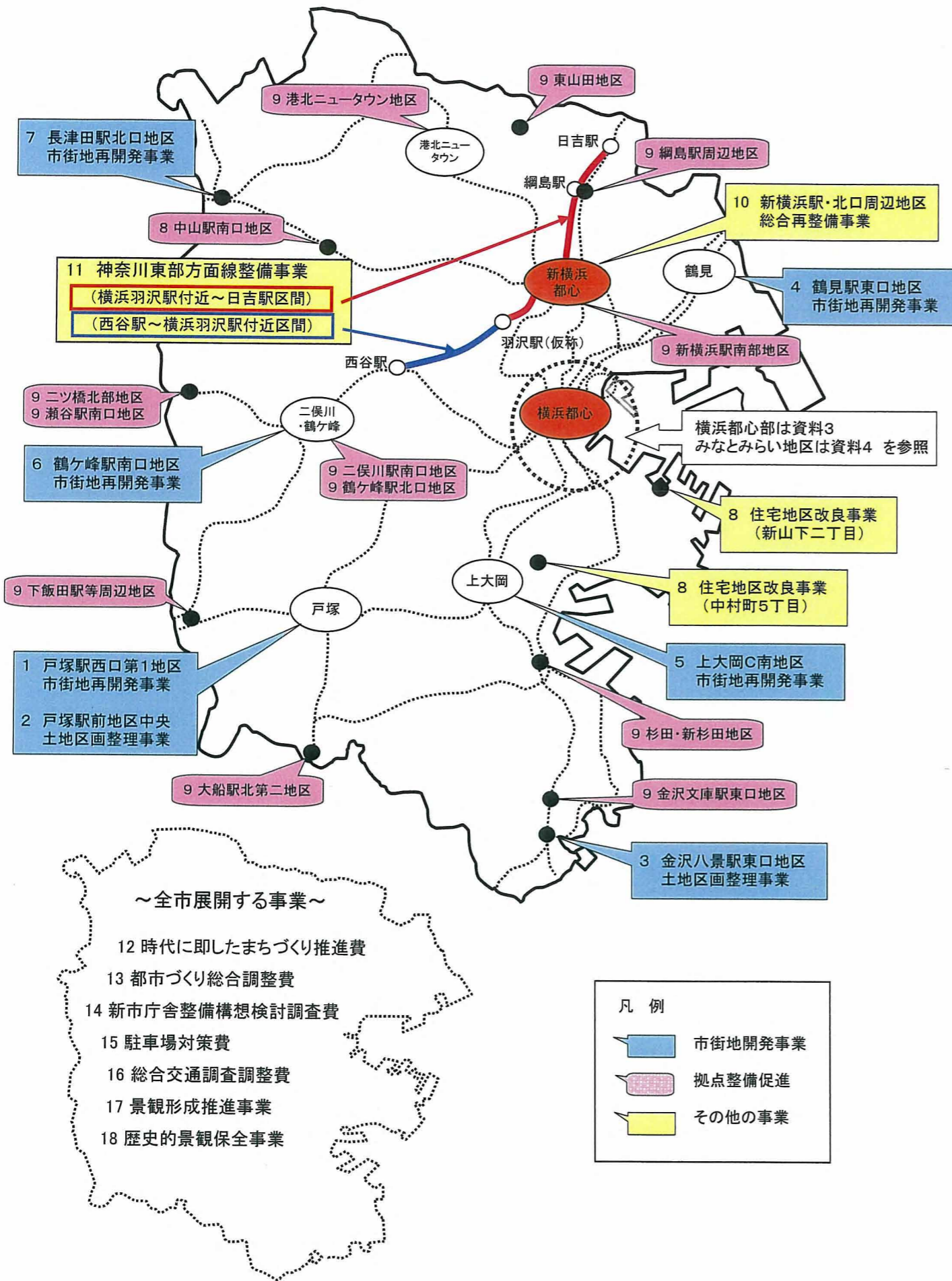
少子高齢化社会における身近な地域の様々な課題に対し、地域社会の自律的課題解決能力を高めていくため、市民相互の協働による地域運営 (エリアマネジメント) のモデル事業を、関係局が連携して実施します。

今年度は、数地区をモデル地区として地域の特性に応じた地域運営の進め方等を検討します。

重点事業「身近な地域・元気づくりの推進」所管局:
都市経営局・市民活力推進局・健康福祉局・経済観光局・まちづくり調整局・都市整備局



平成19年度 都市整備局予算資料 (地域整備等)



OH19年度主要事業(戸塚駅周辺のまちづくり・市街地整備の推進・新横浜都心の整備・鉄道施設等の整備等)

事業名	平成19年度内容	平成18年度
1 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業 (重点事業 4-1-4)	6,983,225 千円 ・地区内既存建物解体工事・公共施設整備工事 ・施設建築物等実施設計・仮設店舗整備、運営等	6,775,806 千円 ・事業計画変更・管理処分計画認可 ・用地取得、補償・仮設店舗内装整備
2 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業 (重点事業 4-1-4)	3,846,170 千円 ・柏尾戸塚線築造工事・移転補償 ・ペDESTリアンデッキ等設計・宅地造成工事等	2,265,681 千円 ・柏尾戸塚線工事 ・移転補償等
3 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業	470,649 千円 ・用地取得、移転補償・仮換地計画作成 ・工事計画検討・商業活性化検討等	39,000 千円 ・事業計画変更等
4 鶴見駅東口地区市街地再開発事業	215,000 千円 ・転出者補償等	175,000 千円 ・権利変換計画 ・再開発ビル実施設計等
5 上大岡C南地区市街地再開発事業	259,500 千円 ・再開発ビル建設工事等	1,089,390 千円 ・再開発ビル建設工事着工
6 鶴ヶ峰駅南口地区市街地再開発事業	813,689 千円 ・再開発ビル建設工事等	817,853 千円 ・再開発ビル建設工事
7 長津田駅北口地区市街地再開発事業 (重点事業 4-1-3)	87,800 千円 ・事業計画作成等	10,000 千円 ・事業推進調査等
8 住宅地区改良事業 ・中村町5丁目、新山下二丁目	371,519 千円 ・道路整備、用地取得等	253,119 千円 ・同左
9 拠点整備促進費 ・二俣川駅南口、中山駅南口、東山田、大船駅北第二、 下飯田駅等周辺(重点事業 4-1-3) ・鶴ヶ峰駅北口、杉田・新杉田、金沢文庫駅東口、新横浜駅南部、 網島駅周辺、港北ニュータウン、二ツ橋北部、瀬谷駅南口、等	52,500 千円 ・拠点地区の整備構想、整備手法の検討等	57,700 千円 ・同左
10 新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業 (重点事業 6-2-6)	1,584,000 千円 ・交通広場・連絡通路工事	463,000 千円 ・同左
11 神奈川東部方面線整備事業 (重点事業 4-3-2)	472,000 千円 ・「西谷～羽沢間」及び「羽沢～日吉間」の事業費補助 (地質調査、環境影響調査、概略設計、保安施設改修等)	426,667 千円 ・「西谷～羽沢間」の事業費補助
12 時代に即したまちづくり推進費	5,000 千円 ・市街地開発事業推進方策の検討等	5,000 千円 ・同左

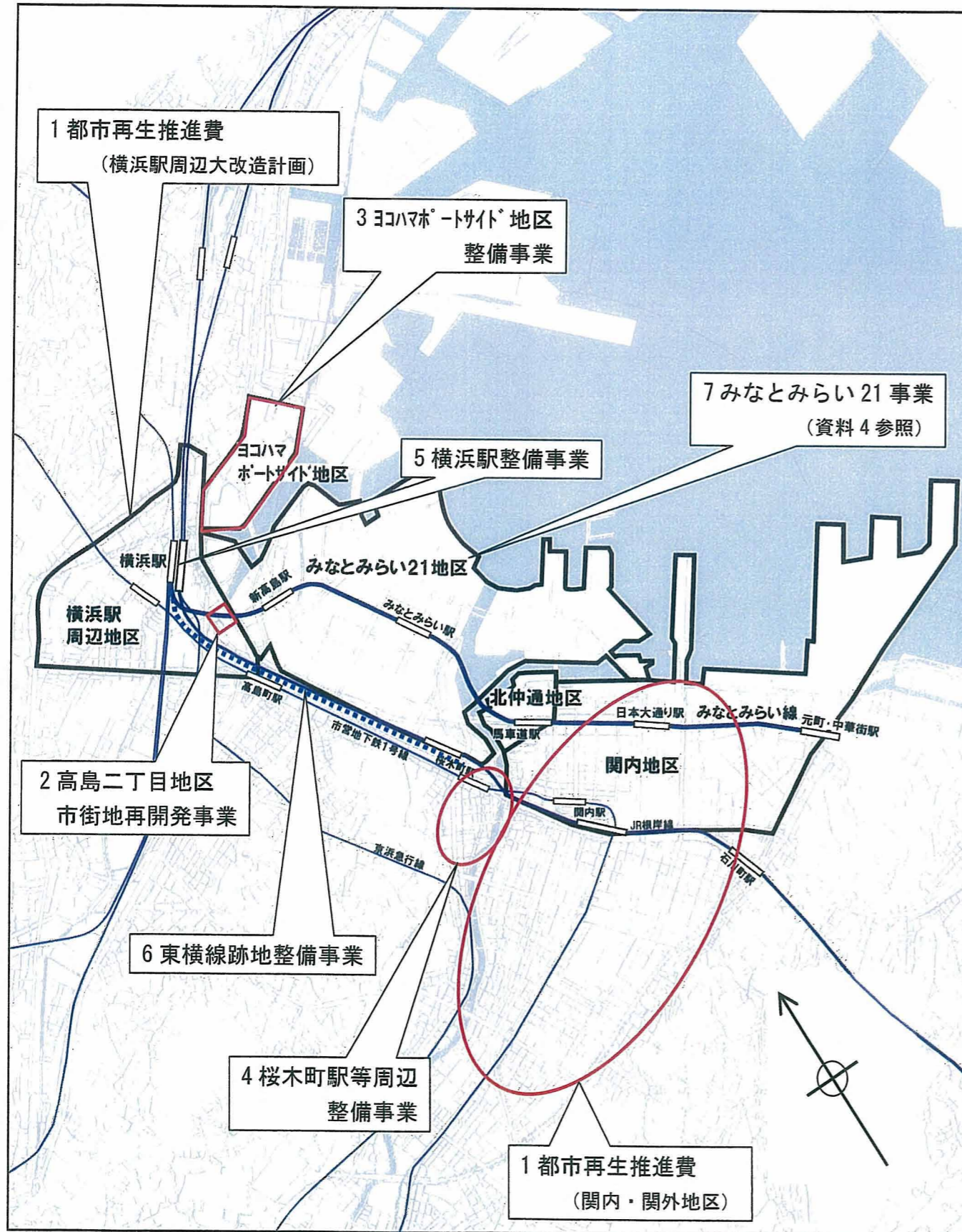
OH19年度主要事業(新たな都市づくりの総合調整)

事業名	平成19年度内容	平成18年度
13 都市づくり総合調整費	35,000 千円 ・整備・開発・保全の方針の見直し ・羽沢駅周辺地区のまちづくり調査等	25,000 千円 ・関係局区と連携した都市 整備の総合調整等
14 新市庁舎整備構想検討調査費 <新規>	5,000 千円 ・新市庁舎についての総合的な整備構想の検討	- 千円
15 駐車場対策費	24,000 千円 ・横浜市駐車場条例の改正 ・都心部観光バス駐車場対策 ・自動二輪車駐車場対策等	7,450 千円 ・横浜市駐車場条例改正 に向けての検討等
16 総合交通調査調整費	11,550 千円 ・パーソントリップ調査等	10,050 千円 ・同左

OH19年度主要事業(都市デザインの推進)

事業名	平成19年度内容	平成18年度
17 景観形成推進事業	16,500 千円 ・都市景観誘導のためのガイドライン策定 ・景観形成モデル事業等	26,500 千円 ・同左
18 歴史的景観保全事業	67,500 千円 ・歴史的建造物の保全活用への助成等	74,000 千円 ・同左

平成19年度 都市整備局予算資料 (都心部整備等)



「横浜駅周辺大改造計画の策定」

21世紀においても横浜を牽引できる、フランドカのある街「ヨコハマ」

そんな街を目指し、横浜駅周辺大改造計画を策定します。

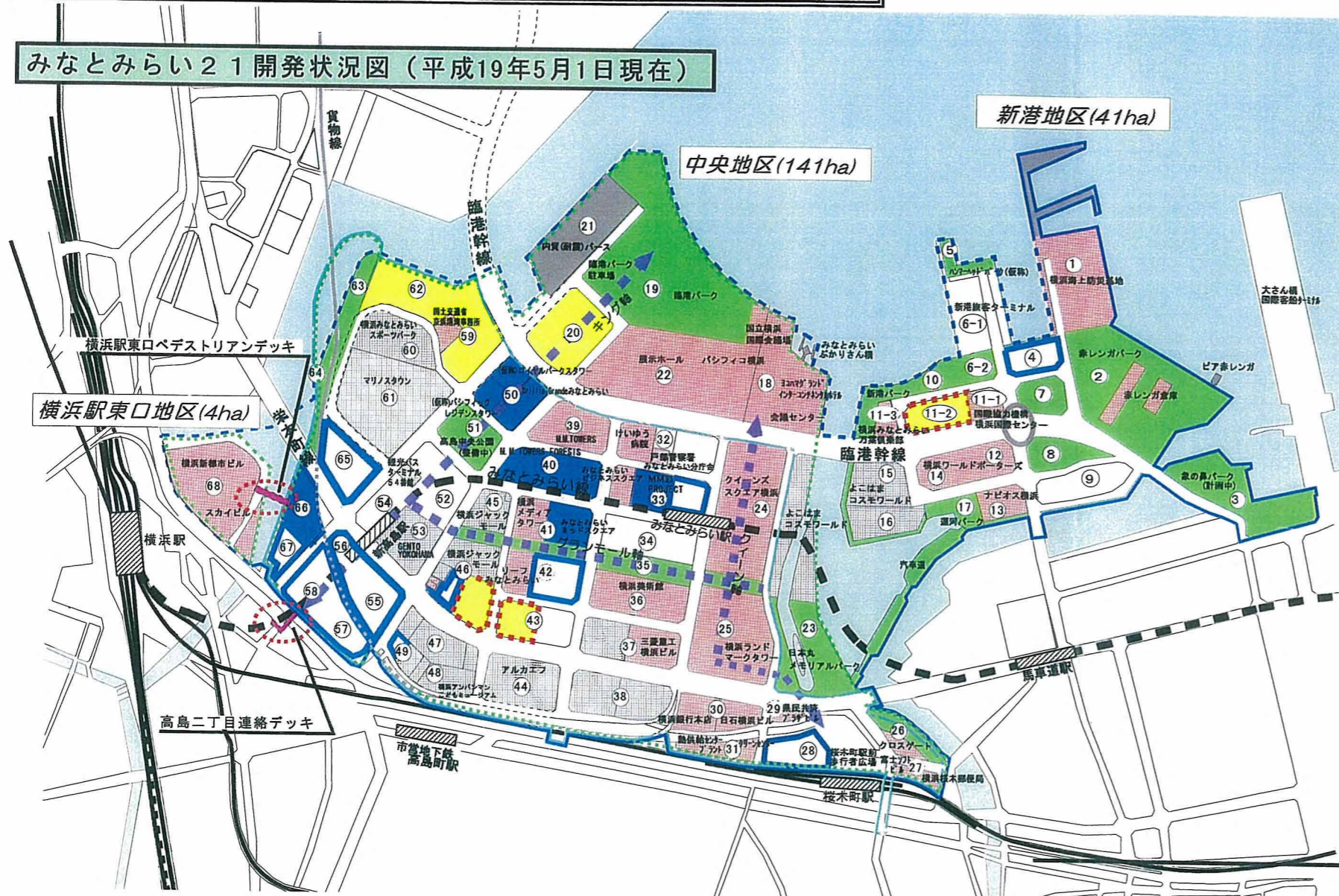
1. 将来の街に必要なインフラ整備
 - ・ 駅前広場・駐車場ネットワークの整備など
 - ・ 浸水に対する河川整備などの防災対策
2. 商業機能の拡充と業務機能への対応
3. 交流・回遊・憩える街
 - ・ 市民ニーズに対応した文化・娯楽施設の導入
 - ・ 河川空間を活かした街づくり
4. 地元主体のエリアマネジメントの検討 など



OH19年度主要事業 (横浜駅周辺大改造の推進、関内・関外地区の整備等)

No	事業名	平成19年度内容	平成18年度
1	都市再生推進費 (重点事業6-2-5)	93,000千円 ・横浜駅周辺大改造計画策定等	84,000千円 ・調査、サイン設置等
2	高島二丁目地区市街地再開発事業 (重点事業6-2-5)	966,200千円 ・再開発ビル建設工事、万里橋交差点歩道橋整備	736,300千円 ・再開発ビル建設工事等
3	ヨコハマポートサイド地区整備事業 (重点事業6-2-5)	1,259,000千円 ・横浜駅連絡デッキ整備、C-3街区のビル建設工事等	689,637千円 ・デッキ整備、C-3ビル建設工事等
4	桜木町駅等周辺整備事業	73,200千円 ・歩行者環境整備、共同化ビル建設工事等	57,200千円 ・歩行者動線再整備等
5	横浜駅整備事業 (重点事業6-2-5)	3,165,423千円 ・きた通路、みなみ通路、南北連絡通路等整備	4,574,920千円 ・暫定供用中
6	東横線跡地整備事業	815,972千円 ・用地取得、設計、工事等	2,233,683千円 ・用地取得、設計、工事等
7	みなとみらい21事業 (重点事業6-2-5)	(資料4参照)	
8	新市庁舎整備構想検討調査費<新規> (再掲)	5,000千円 ・新市庁舎についての総合的な整備構想の検討	—千円
9	景観形成推進事業 (再掲)	16,500千円 ・都市景観誘導のためのガイドライン策定 ・景観形成モデル事業等	26,500千円 ・同左
10	駐車場対策費 (再掲)	24,000千円 ・横浜市駐車場条例の改正 ・都心部観光バス駐車場対策 ・自動二輪車駐車場対策等	7,450千円 ・横浜市駐車場条例改正に向けての検討等

平成 19 年度 都市整備局予算資料 (みなとみらい21事業)



2 街区開発状況

(1) 建設中街区

街区	敷地面積	用途・計画概要	オープン・竣工予定
33	約 0.7ha	事務所・店舗	平成 19 年 12 月
40	約 2.1ha	分譲集合住宅	L棟：平成 20 年 2 月 (R棟：平成 19 年 3 月済)
41	約 1.0ha	分譲集合住宅	平成 19 年 6 月
50 南	約 0.8ha	分譲集合住宅・商業・映像文化 関連施設	平成 19 年 11 月末
50 北-E	約 0.5ha	賃貸集合住宅	平成 19 年 11 月末
50 北-W	約 0.5ha	賃貸集合住宅	平成 20 年 6 月
66	約 1.0ha	日産自動車(株)本社オフィス・ ショールーム他	平成 21 年 10 月

(2) 計画中街区

街区	敷地面積	用途・計画概要	オープン・竣工予定
4	約 0.7ha	アーバンリゾートホテル	平成 21 年春
28	約 1.1ha	店舗・フィットネスクラブ・ 映画館・ホテル・事務所	平成 21 年 9 月
33	約 1.0ha	事務所・商業	平成 21 年 9 月
42	約 1.3ha	事務所・商業	平成 22 年末
46	約 0.6ha	事務所・店舗	平成 21 年 9 月
49	約 0.2ha	(株)シンクロン本社	平成 20 年 8 月
55 56 57 58	約 4.1ha	総合エンタテインメント施設・ (株)セガ本社一部移転	平成 23 年春
65	約 1.5ha	富士ゼロックス(株)研究開発 拠点	平成 21 年 8 月
67	約 0.8h	事務所 (新産業創生・国際交流 機能)・文化施設・商業	平成 22 年秋

(3) 今年度公募予定街区

街区	敷地面積	土地所有者	処分方法	募集用途
11-2	約 1.3ha	市	売却	商業・ホテル・文化施設等 (住宅を除く)
43	約 0.8ha	市	売却	業務・商業等 (住宅を除く)
46	約 0.9ha	市	売却	

※土地価格等詳細は、公募開始時にお知らせします。
※上記公募予定街区以外の街区についても、順次、企業ニーズを把握しながら、公募してまいります。

3 新たな景観形成の取り組み (景観ガイドラインの策定)

みなとみらい21中央地区において、街づくり基本協定の内容を踏まえ、景観法・景観条例を根拠とした、新たなルールとして、「景観ガイドライン」を平成 19 年度中に策定する予定です。

1 平成 19 年度主要事業 (みなとみらい21地区の整備)

事業名	平成 19 年度事業内容	予算額	平成 18 年度
横浜駅東口ペDESTリアンデッキ整備	横浜駅からの来街者の利便性向上と、街区開発促進のため、帷子川を横断する歩行者用のデッキを整備する。 19年度は屋根架設、付帯工を実施する。 (19年度完成予定)	514,100千円	444,000千円 (上部架設工)
高島二丁目連絡デッキ整備	周辺地区の連絡機能強化のため、高島二丁目連絡デッキを整備する。 19年度は橋面工、付帯工を実施する。 (19年度完成予定)	264,900千円	347,000千円 (下部工等)

平成19年度 都市整備局予算資料（公共事業調査等の推進）

公共事業の適正かつ効率的な執行により、品質の確保とコストの縮減を図るため、技術的な総合調整や各種施策を推進します。

■ 予算の概要

事業名	19年度	18年度
公共事業調査等推進事業費	144,927 千円	130,635 千円
・公共事業調査等推進費 公共事業の品質確保、コスト縮減などに関する 計画策定、審査・評価及び調査等	24,285 千円	25,184 千円
・土木工事積算システム運用事業費 現行システムの運用・管理、システム改善等	120,642 千円	105,451 千円

■ 主な取組み

① PFI等の推進

公共施設の整備・運営にあたり、PFI等の民間活力を活用した事業手法を幅広く検討し、導入を推進します。

<19年度の取組事項>

事業名	取組内容	事業実施局
瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業	PFI事業者の選定	市民活力推進局
焼却灰の有効利用	PFI事業の実施方針の策定・公表	資源循環局
川井浄水場の再整備	PFIの事業化に向けた実施方針等の詳細検討	水道局
公益施設棟の整備 (戸塚駅西口第1地区 第二種市街地再開発事業)	PFI導入可能性調査等の実施	都市整備局 市民活力推進局

② 公共事業評価制度の実施

公共事業の効率性及び実施過程の透明性を確保するため、事業の各段階に応じ、事業の必要性や効果等を客観的に評価し公表する「事前評価」「再評価」「事後評価」を実施します。

<19年度の主な取組み>

事前評価	20年度に新規に着手する事業について事業所管局が検討した上で実施
事後評価	事業完了後5年以内の補助事業について実施 (対象事業: 公的賃貸住宅約40事業等)
制度拡充の検討	PDCAサイクル確立のため、事前評価を実施した事業について事後評価の実施を義務づけること等について検討

③ 総合評価落札方式の推進

企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」の導入を進めます。

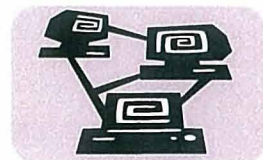
(18年度試行開始 ⇒ 20件の工事で実施)

<19年度の主な取組み>

18年度の検証結果を踏まえ、引き続き、総合評価落札方式を試行します。

④ 土木工事積算システムの運用

土木工事に関する積算業務の正確さと効率性を確保することを目的として、「土木工事積算システム」の運用、管理を行います。



<19年度の主な取組み>

▽システムの改良と運用方法の見直し
▽セキュリティと利便性の一層の向上



【背景】

●都市整備を取り巻く状況・課題

- ・ 少子高齢化、人口減少社会の到来
- ・ 市民のライフスタイルの変化と多様化
- ・ 身近な環境や生活空間への関心の高まり
- ・ まちづくりへの市民参加意欲の向上
(NPO活動、団塊の世代など)
- ・ 都市づくりにおける新たな政策課題への対応

●公共事業を取り巻く状況・課題

- ・ 公共事業における適正化と透明性の向上
- ・ 公共事業における総合調整機能の強化

●組織に求められる課題

- ・ 風通しの良い職場づくりや職員の人材育成
- ・ 都市づくり分野における区役所との役割分担・連携

【基本方針】 現場を重視し、市民とよく話し合い、市民とともに
魅力と誇りが実感できる都市づくりを目指して

【基本目標1】 区との連携・支援を進めながら、地域に出向き、多様な手法を活用して市民とともにまちづくりに取り組みます。
また、都市デザイン活動を通じて横浜の個性と魅力を高める取組を推進します。

- 施策1：地域まちづくりの推進
- 施策2：都市デザインの推進

【基本目標2】 喫緊の政策課題に迅速に対応し、新たな仕組みや制度づくりを具体化します。

- 施策3：新たな都市づくりの総合調整

【基本目標3】 都市整備の着実な推進を図ります。

- 施策4：鉄道施設等の整備
- 施策5：横浜駅周辺大改造の推進
- 施策6：関内・関外地区の整備
- 施策7：みなとみらい21地区の整備
- 施策8：新横浜都心の整備
- 施策9：市街地整備の推進
- 施策10：戸塚駅周辺のまちづくり

【基本目標4】 適正で効率的な公共事業実施のための技術的な支援を推進します。

- 施策11：公共事業の品質の確保・コスト縮減

【基本目標5】 柔軟な発想を持ち改革を推進する職員を育成し、効率的で活力ある組織を目指します。
また、外郭団体の自主的・自立的経営を促進します。

- 施策12：組織の効率的な運営と人材育成

< 12の施策と主な取組 >

◆：中期計画の重点事業・重点取組

【基本目標1】のための施策・取組

施策1：地域まちづくりの推進

- ◆地域まちづくりの推進
⇒推進条例等、様々な手法を活用して推進（組織認定2、プラン認定1など）
区が中心となって地域まちづくりを推進（青葉区）
- ◆いえ・みち まち改善事業の推進
⇒防災まちづくり計画策定（3地区）
- ◆身近な地域・元気づくりの推進
⇒地域運営（エリアマネジメント）のモデル事業を実施（2地区）



都心部の景観形成
（賑わいの創出など）



郊外部の景観形成
（里山など）



施策2：都市デザインの推進

- ◇景観形成施策の推進
⇒関内地区・みなとみらい21地区等での地区指定（景観法・景観条例など）
⇒郊外部の景観形成モデル検討
- ◇歴史を生かしたまちづくりの推進
⇒まちの魅力づくりを推進する
ファンド創設検討

【基本目標2】のための施策・取組

施策3：新たな都市づくりの総合調整

- ◇新市庁舎整備構想検討調査事業
⇒市民提案なども踏まえ、整備構想素案の検討
- ◆総合的な交通対策
⇒横浜の新しい交通政策の方針策定
⇒横浜市駐車場条例の改正（5月市会上程）
- ◇都市デザインによる個性豊かな都市空間形成
⇒デザイン調整会議の立ち上げ
- ◆都市整備における緑の創造と保全
⇒緑の保全・創造方策の検討
（局内横断プロジェクトの立ち上げ）
150万本植樹の取組の推進

現在の横浜市庁舎



横浜駅西口
自動二輪車駐車場



【基本目標3】のための施策・取組

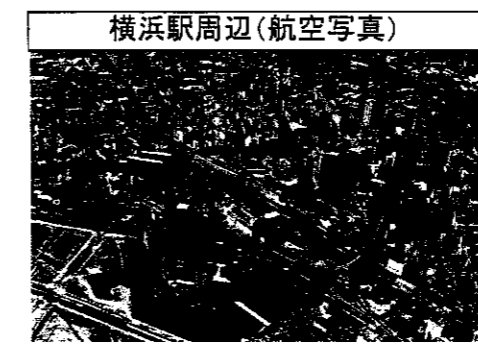
施策4：鉄道施設等の整備

- ◆横浜駅自由通路（きた通路・みなみ通路・南北連絡通路）の整備
⇒3通路の全面的な供用開始（年度末）
- ◆神奈川東部方面線の整備
⇒測量・環境影響調査等の実施



施策5：横浜駅周辺大改造の推進

- ◆横浜駅周辺大改造計画の策定
⇒計画委員会から改造計画の提言（年度末）
- ◆高島二丁目市街地再開発事業
⇒再開発ビルの12月オープン



施策6：関内・関外地区の整備

- ◇関内・関外地区の街づくり推進
⇒活性化策の検討、関内地区の景観形成ガイドライン本格運用
- ◇初黄・日ノ出町地区の整備
⇒まちづくりルール検討
京浜急行高架下の利活用検討

施策7：みなとみらい21地区の整備

- ◇企業誘致等による街づくりの促進
⇒3つの街区で公募実施
- ◆基盤整備の促進
⇒東口連絡デッキ、高島二丁目連絡デッキの完成（年度末）

施策8：新横浜都心の整備

- ◆北口ターミナル機能の強化
⇒タクシールームの供用開始
屋内都市施設の完成（年度内）

施策9：市街地整備の推進

- ◇鶴ヶ峰駅南口
⇒再開発ビルの9月オープン
- ◇上大岡C南、金沢八景駅東口の事業推進
- ◇鶴見駅東口
⇒再開発ビルの着工
- ◆長津田駅北口
⇒都市計画決定

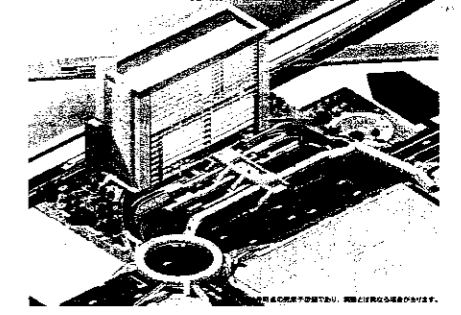
施策10：戸塚駅周辺のまちづくり

- ◆戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業
⇒仮設店舗の6月オープン
交通広場・再開発ビル等の10月着工
- ◆戸塚駅前地区中央土地区画整理事業
⇒宅地造成工事の一部完了

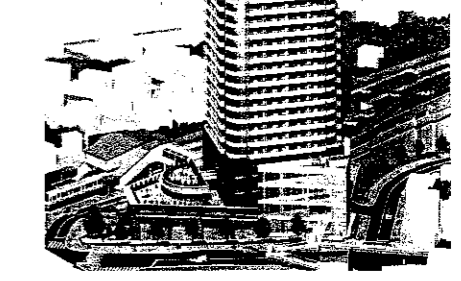
みなとみらい21地区
（42街区開発イメージ）



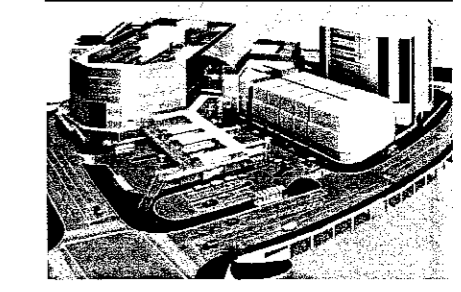
新横浜駅ビルイメージ



鶴ヶ峰駅南口再開発イメージ



戸塚駅西口再開発イメージ



【基本目標4】のための施策・取組

施策11：公共事業の品質の確保・コスト縮減

- ◇総合評価落札方式の試行
⇒30件程度を試行し、制度拡充に向けた課題を整理（年度末）
- ◇土木積算システムの運用
⇒市内ネットワークで汎用パソコンから利用可能な積算システム
へ10月に移行
- ◆PFI等の推進
⇒瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業の最優秀提案者の選定

【基本目標5】のための施策・取組

施策12：組織の効率的な運営と人材育成

- ◇柔軟な発想を持つ人材育成と効率的で活力ある組織づくり
⇒組織横断プロジェクトによる政策検討
⇒時代の変化等に対応した執行体制検討
⇒経営会議による四半期進行管理・政策評価
⇒改革推進委員会によるオフサイト
ミーティング開催、局内提案募集（提案箱）
局サーバー活用による情報提供
⇒局内パブコメ要綱の作成
- ⇒局長・副局長による職員との意見交換、局長メッセージ・ほっとメールの配信
⇒人材育成ビジョンに基づく職員研修・自治体アーバンデザイナー養成基礎講座などの実施
⇒次世代育成プランに基づく職場見学会などの実施

自治体アーバンデザイナー
養成基礎講座





基本目標1：区との連携・支援を進めながら、地域に出向き、多様な手法を活用して市民とともにまちづくりに取組みます。また、都市デザイン活動を通じて、横浜の個性と魅力を高める取組を推進します。

施策1：地域まちづくりの推進	P1
1-1 地域まちづくりの推進 1-2 ヨコハマ市民まち普請事業 1-3 身近な地域・元気づくりの推進 1-4 いえ・みち まち改善事業 1-5 住宅地区改良事業	
施策2：都市デザインの推進	P4
2-1 景観形成施策の推進 2-2 歴史を生かしたまちづくりの推進	

基本目標2：喫緊の政策課題に迅速に対応し、新たな仕組みや制度づくりを具体化します。

施策3：新たな都市づくりの総合調整	P5
3-1 土地利用のあり方に関する調整・検討 3-2 総合的な交通計画に関する調査・検討 3-3 駐車場対策 3-4 京浜臨海部の再編 3-5 都市デザインに関する総合調整 3-6 新市庁舎整備構想検討調査事業 3-7 都市整備における緑の創造と保全	

基本目標3：都市整備の着実な推進を図ります。

施策4：鉄道施設等の整備	P10
4-1 神奈川東部方面線の整備 4-2 横浜駅の整備 4-3 東横線跡地整備事業	
施策5：横浜駅周辺大改造の推進	P12
5-1 横浜駅周辺大改造計画の策定 5-2 横浜駅西口地区の整備 5-3 横浜駅東口地区の整備 5-4 高島二丁目市街地再開発事業 5-5 ポートサイド地区の整備	
施策6：関内・関外地区の整備	P14
6-1 事業推進(関内地区) 6-2 街づくり推進(関内地区) 6-3 伊勢佐木町3~7丁目地区(関外地区) 6-4 初黄・日ノ出町地区整備(関外地区) 6-5 寿町地区整備(関外地区) 6-6 日ノ出町駅前地区(関外地区)	
施策7：みなとみらい21地区の整備	P16
7-1 企業誘致等による街づくりの促進 7-2 街区開発促進のための基盤整備の促進	

施策8 : 新横浜都心の整備

P18

8-1 北口ターミナル機能の強化

8-2 羽沢駅周辺地区

施策9 : 市街地整備の推進

P19

9-1 市街地整備事業の着実な推進

- ・鶴見駅東口地区
- ・上大岡C南地区
- ・鶴ヶ峰駅南口地区
- ・長津田駅北口地区
- ・金沢八景駅東口地区

9-2 拠点駅周辺の整備促進

- ・東神奈川1丁目地区
- ・二俣川駅南口地区
- ・綱島駅東口周辺地区
- ・中山駅南口周辺地区
- ・東山田駅周辺地区
- ・大船駅北第二地区
- ・下飯田駅等周辺地区
- ・瀬谷駅南口A地区

9-3 既存計画の見直しや新たな手法検討等

- ・二ツ橋北部地区
- ・戸塚駅西口第3地区(A地区)
- ・金沢文庫駅東口地区 ほか

施策10 : 戸塚駅周辺のまちづくり

P22

10-1 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業

10-2 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業

基本目標4 : 適正で効率的な公共事業実施のための技術的な支援を推進します。

施策11 : 公共事業の品質の確保・コスト縮減

P24

11-1 公共施設の長寿命化の推進

11-2 PFI等の推進

11-3 公共事業評価制度の実施

11-4 特別調査チーム立入り調査の実施

11-5 総合評価落札方式の推進

11-6 土木工事積算システムの運用

基本目標5 : 柔軟な発想を持ち改革を推進する職員を育成し、効率的で活力ある組織を目指します。また、外郭団体の自主的・自立的経営を促進します。

施策12 : 組織の効率的な運営と人材育成

P26

12-1 柔軟な発想を持つ人材育成と効率的で活力ある組織づくり

12-2 外郭団体の自主的・自立的経営の促進

- ・横浜新都市センター(株)
- ・(株)横浜みなとみらい二十一
- ・(財)ケーブルシティ横浜
- ・横浜シティ・エア・ターミナル(株)
- ・横浜高速鉄道(株)

◇事業推進上の視点

1. 目的・効果

地域の特性を活かした身近な生活環境の整備(施設整備)を、市民自らが主体となって発意し実施することを目的として、整備に関する提案を公募し、コンテストにより選考された提案グループに対して最大500万円の整備支援を行います。

整備提案の選考は、審査過程の透明性、公開性を高めるとともに、公平性を確保するため公開コンテストにより選考します。

1次コンテスト通過グループが提案の実現性を高めるために、活動助成金の交付やまちづくりコーディネーター等の紹介など、2次コンテストに向けた提案グループの活動を支援します。

本事業が、多くの市民が地域まちづくりに主体的に取り組むきっかけづくりとなることを期待しています。

2. 整備成果報告会の開催

本事業が始まった17年度に選考された整備助成提案の整備が完了したのでその整備成果報告会を開催し、市民自らが主体的に取り組み、課題を解決する実例の紹介を通して地域まちづくりの普及・発展を図ります。

3. 検証

17年度に選考した整備助成提案が完成し事業の1サイクルが完結したことにより、選考方法等に関する事業の検証を実施します。

◇具体的取組

・17年度に選考された整備助成提案グループ(7グループ)による成果報告会を開催し、提案グループや来場者間での情報交換や交流が生まれています。(4月)

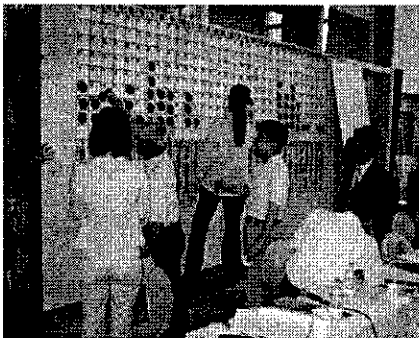
・事業の検証結果を公表しています。(9月)

・19年度整備助成対象提案として5件程度選考されています。(1月)

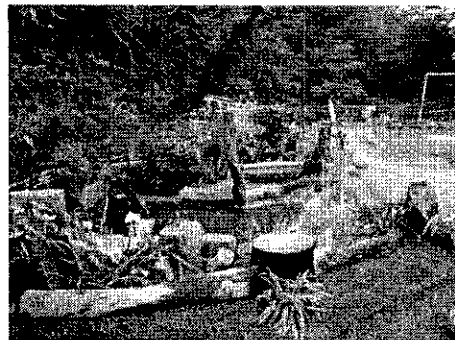
・18年度に選考された提案(5件)の整備が完了しています。(3月)

・コンテスト参加グループによる、地域まちづくり支援制度等を活用した、より発展的な地域まちづくりの取り組みが推進されています。(通年)

・市民活動支援センター及び区版市民活動支援センターと連携し、きめ細かい周知活動が推進されています。(通年)



コンテストの様子



こどもの遊び場、ビオトープ作り(南区永田町)

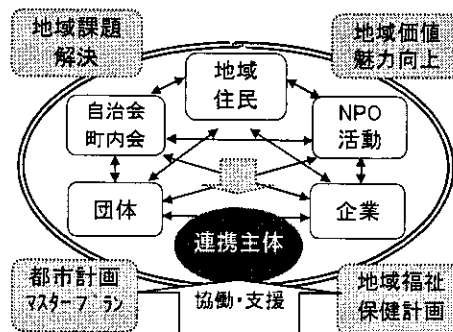
1-3 身近な地域・元気づくりの推進

【地域まちづくり課】

◇事業推進上の視点

少子高齢化社会における身近な地域の様々な課題に対し、地域社会の自律的課題解決能力を高めるため、市民相互の協働による地域運営(エリアマネジメント)のモデル事業を、関係区局が連携して実施します。

(市民活力推進局、都市経営局と都市整備局が中心になって、こども青少年局、健康福祉局、経済観光局、まちづくり調整局等が連携して推進)



◇具体的取組

モデル2地区において、地域の課題解決や地域価値・魅力の向上に向けた「市民主体の地域運営」の取組に着手しています。

平成20年度に開始するモデル地区の調査を行い、年度内に5地区程度が選ばれています。

1-4 いえ・みち まち改善事業

【地域まちづくり課】

◇事業推進上の視点

防災上課題のある密集住宅市街地(23地区、660ha)において、地域住民・NPO・行政が情報を共有し、協働で防災まちづくり計画を作成し、狭あい道路拡幅、小広場整備、建替促進、耐震改修などを進めることにより、防災性の向上・住環境の改善を図ります。

- ①協議会による「防災まちづくり計画」の策定を支援するとともに、その計画に基づき住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を導入します。
- ②新規地区への出前塾等を行い、活動地区を拡大します。
- ③事業費助成制度を活用し、地域課題の早期解決を図ります。
- ④住宅市街地総合整備事業を実施中の地区において事業を推進します。

◇具体的取組

・鶴見区市場西中町地区、西区東久保町地区、磯子区滝頭・磯子地区の3地区の協議会における「防災まちづくり計画」が策定されています。(9月)、3地区の「防災まちづくり計画」に基づき、整備計画及び事業計画を作成し、事業が採択されています。(3月)

・昨年度に引き続き新規地区への出前塾等を行い、勉強会の開催を働きかけ、活動地区が拡大しています。

・いえ・みち まち改善事業補助制度を改定し、防災上危険な老朽家屋の除却に対する助成メニューをあらたに追加しています。(6月)、この新規助成メニューや、地域まちづくり推進条例に基づく事業費助成制度等を活用し、地域の課題に応じて、できることから着実にまちの改善を進めています。

・唐沢・平楽・八幡町地区において、重点路線の拡幅整備、小広場整備を進めています。また、潮田・本町通地区において、共同建替の事業化検討を進めるとともに、道路拡幅路線の見直しを検討しています。

1-5 住宅地区改良事業

【地域まちづくり課】

◇事業推進上の視点

建物が著しく老朽化しており、居住環境や衛生面での問題を抱えて、防災上も災害時の倒壊や火災時の延焼の危険性が高い地区において、住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業を実施します。

◇具体的取組

(南区中村町5丁目地区)

道路整備及び集会場の建設に着手するとともに、昨年度に引き続き移転補償、用地取得を進めます。

(中区新山下二丁目地区)

公園整備に向けて、用地取得を開始します。

施策2 都市デザインの推進

- ◆市民の景観に対する意識の高まりを受けて、平成18年度に施行した「魅力ある都市景観の創造に関する条例」(景観条例)や景観法を活用し、市内各地で良好な景観形成を進めることが求められています。
- ◆開港150周年に向けて、歴史的景観を保全し、横浜らしい個性と魅力を発信する都市空間づくりが求められています。
- ◆このため、都心部においては、景観制度を活用した魅力づくりを着実に推進します。郊外部においては、景観形成のモデルをつくり、今後の普及を図ることとします。また、景観制度を活用した規制誘導に加え、歴史的景観や街並み誘導等を積極的に促進する手法を検討します。

具体的取組の内容

2-1 景観形成施策の推進

【都市デザイン室】

◇事業推進上の視点

- ・景観制度による地区指定等を着実に進め、制度の定着化を図ります。
- ・開港150周年に向けて横浜らしさをアピールするため、都市空間の魅力演出を行います。
- ・郊外部でのモデル検討を通じて、各地の景観形成を促します。
- ・全市対象の基本的な景観ルールづくりの中で、中期計画(斜面緑地保全)の実現を目指します。



都心部の景観形成(賑わいの創出など)

◇具体的取組

①景観形成制度の活用

- ・区内地区の地区指定(景観法・景観条例・屋外広告物条例)を行います。(施策6-2参照)
- ・みなとみらい21中央地区の地区指定を行います。(施策7-1参照)
- ・緑地保全施策等と連携した緑景観の保全や、大規模建築物等景観上影響の大きい施設等を対象に全市的なルールの検討を行い素案ができています。

②景観形成の取組の普及

- ・郊外部において景観形成のモデル検討ができています。



郊外部の景観形成(里山など)

2-2 歴史を生かしたまちづくりの推進

【都市デザイン室】

◇事業推進上の視点

- ・歴史的景観を保全し、横浜らしい個性的で魅力あるまちづくりを推進するため、歴史的建造物の保全活用を行います。
- ・民間の歴史的建造物の保全改修工事や維持管理費用の助成、市民・事業者等に対する普及啓発等を実施します。
- ・横浜らしい個性的な景観を創出するため、歴史的建造物の保全活用や個性ある街並み整備・景観演出などを進める仕組みを検討します。

◇具体的取組

① 民間所有者への支援

- 保全改修や維持管理費等の助成制度を活用し、民間が所有する歴史的建造物の保全活用を進めます。「歴史を生かしたまちづくり要綱」による認定を2件、登録を2件行います。

②市民との協働による普及啓発

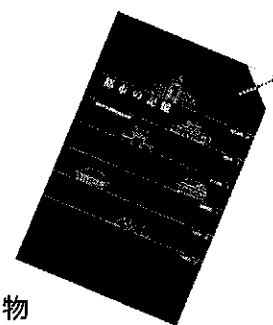
- 民間団体と共催で市民向けのセミナー開催(1回)及び、広報紙発行(1回)を行い、歴史的景観保全の普及啓発を行います。

③歴史を生かしたまちづくり事業企画・調整

- 北仲通北地区、山下町県有地における事業調整を進め、歴史的建造物の保全活用に関する計画が具体化しています。

④まちの魅力づくりを推進するファンドの創設検討

- 歴史的景観保全や夜景演出等、まちの創造的な魅力づくりを広く展開していくための基金等の創設について方向性を出します。



「都市の記憶～横浜の主要歴史的建造物」好評発売中!

施策3 新たな都市づくりの総合調整

◆少子高齢社会・人口減少社会の到来する中で、今後は、コンパクトな市街地をつくっていくことや生活に潤いを与える緑や景観など次世代に継承する都市づくりが必要です。また、市民のライフスタイルの変化や多様化による身近な環境や生活空間への関心の高まり、NPO、団塊の世代等まちづくりへの市民参加意欲の向上など社会環境と生活環境が大きく変化する転換期を迎えています。そこで、今後の都市づくりに必要となる土地利用制度のあり方や総合交通施策、その他、駐車対策、京浜臨海部の再生、都市づくりからの環境施策など新たな課題を解決するための取組を進めます。

◆開港150周年に向けて、横浜らしい個性と魅力を発信する都市空間づくりが求められています。このため、都心臨海部を中心にそこにつくられる様々な施設のデザインの質を高め、都市空間の形成を目指します。

◆平成7年度に答申された新市庁舎整備について、街づくりの観点から検討を進めます。

具体的取組の内容

3-1 土地利用のあり方に関する調整・検討

【企画課】

◇事業推進上の視点

神奈川県が行う都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について、本市の今後の土地利用計画や基盤施設整備の目標を各局協力の下で検討していきます。

また、市街化調整区域や工業地域における土地利用規制・誘導施策等に関する調査・検討及び局際的な調整等を行い、将来的な土地利用のあり方について検討します。

《視点》

- ◎長期ビジョンや中期計画等を反映した方針の調整
- ◎緑や住環境等の周辺環境と調和を図る土地利用誘導
- ◎まとまりのある適切な土地利用と機能配置

◇具体的取組

[整備、開発及び保全の方針等](本市関係局と連携)

◆県の策定スケジュールを踏まえ、本市の考え方がまとめられています。

[市街化調整区域](まちづくり調整局と連携)

◆計画開発検討エリアの土地利用や候補地等に関する基本的な考え方がまとめられています。

[工業地域](経済観光局、まちづくり調整局と連携)

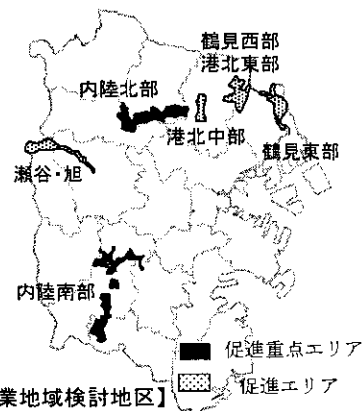
◆規制誘導に関する施策素案を作成するために関連部署との調整がされています。



【市街化調整区域の現状】



【住工混在状況】



◇事業推進上の視点

市民生活を支える地域の交通、横浜の活力・競争力を強化するための広域交通、横浜の魅力を創出する交通、環境負荷の軽減に資する交通など様々な視点から交通施策を検討するとともに、市民・事業者・行政など多様な主体が連携して横浜の交通を充実していくための仕組みの検討を行い、「横浜の新しい交通政策への提言」を踏まえ、政策の具体化を図ります。

また、様々な交通計画の基礎資料となる交通流動を把握するため、国および関係自治体が連携し、東京都市圏パーソントリップ調査の予備検討調査を行います。

◇具体的取組

・関係機関との調整や市民意見聴取などを実施し、「横浜の新しい交通政策(仮称)」が作成されています。

・鉄道計画路線の事業化条件が整理されています。

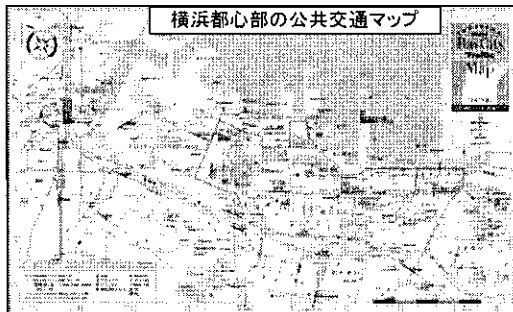
・環境負荷軽減に資する公共交通利用促進モデル事業が一部で展開されています。

・横浜都心部の公共マップについて、市内外の駅などでの配布箇所が増加(82箇所→100箇所)しているとともに、多言語版の発行について民間事業者との協働による取組が進められています。

また、主な駅では、鉄道やバスなどの乗り換え案内が利用者にとってわかりやすいものとなるよう乗り換え案内サインの改善(案)が作成されています。

・複数の交通関係部署からなる総合的な交通施策推進体制として、常設の調整機関が庁内に設置されています(9月まで)。

・東京都市圏パーソントリップ調査について、国や他都県市と協調し、平成20年度に予定されている本格調査に向けた予備調査の実施、分析がなされています(年度内)。



参考:「横浜の新しい交通政策への提言」

(平成19年3月 横浜の新しい交通政策検討委員会より)

<新しい交通政策の展開の方向性>

- ・市民・企業・行政が一緒になって交通を考え、それぞれ責任を持って行動すべき
- ・交通のあり方からまちを考えるべき
- ・地域に相応しい交通サービスを地域の力を活かして実現すべき
- ・日本の国際競争力を担う交通を実現すべき
- ・ヨコハマの魅力を一層高める交通を目指すべき

3-3 駐車場対策

【企画課】

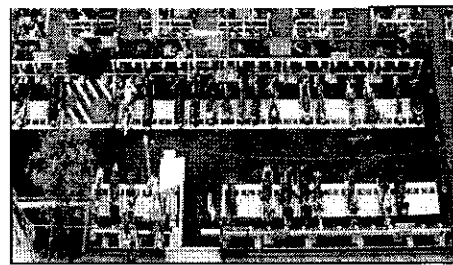
◇事業推進上の視点

「駐車場に対するニーズの変化を踏まえて、」
「横浜市駐車場整備基本計画」の改定とともに、その趣旨に則り、「横浜市駐車場条例」等の改正や観光バス、自動二輪車駐車場対策等を推進します。

◇具体的取組

取 り 組 み	目 標
「横浜市駐車場整備基本計画」の改定	4月
「横浜市駐車場条例」等の改正 (規則、取扱基準、解説書の改正)	12月
観光地の中心での観光バス乗降所と待機場のシステムを実施	5月
新たな観光バスの乗降所の確保	12月
民間等による自動二輪車駐車場の整備を促進(4箇所200台)	12月
みなとみらい地区の駐車場案内システムの高度化	5月

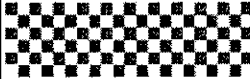
横浜西口自動二輪車駐車場



自動二輪駐車場整備の推進


H17年度	2箇所・70台
H18年度	16箇所・441台
H19年12月目標	20箇所・641台

駐車場案内システム



横浜市駐車場整備基本計画

平成19年4月
横浜市都市整備局



横浜市駐車場整備基本計画

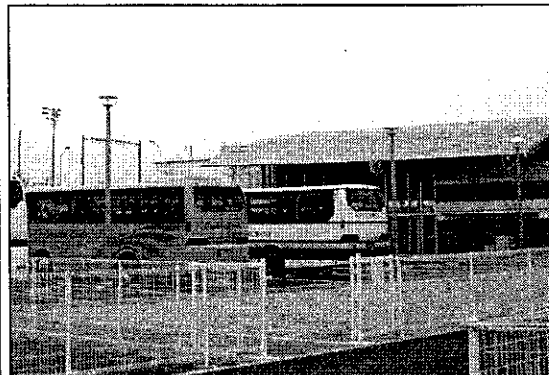
- 1 駐車場のバリアフリー化
- 2 駐車場の緑化
- 3 附置義務駐車施設の隔地・集約化
- 4 観光政策との連携
- 5 荷さばき車対策
- 6 自動二輪車駐車対策
- 7 公共交通への乗換に配慮した施策
- 8 駐車場の整備から活用へ
- 9 違法な路上駐車防止のための啓発
- 10 量から質へ、地区別に
- 11 附置義務制度の見直し



中華街周辺での路上での乗降



観光バスターミナル54番館



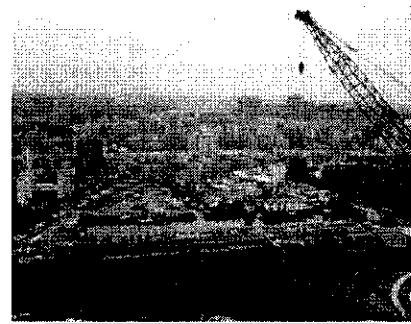
3-4 京浜臨海部の再生

【企画課】

◇事業推進上の視点

京浜臨海部再編整備マスタープラン策定から10年以上が経過し、社会経済情勢等が大きく変化してきていることから、今後の再生のあり方を検討します。

「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」に基づき、東高島地区の段階的な街づくりの方向性を踏まえて既成市街地と臨海部との連携を強化する等、地区のポテンシャルを高めます。



東高島駅北地区

◇具体的取組

・京浜臨海部再編整備マスタープランの重点整備地区等の状況を検証し、これまでの研究成果などを活かした今後の再生の方向性が庁内検討会で確認されています。

・東高島駅北地区の地元協議会において、まちの将来像の案が作成されています。

3-5 都市デザインの企画・調整

【都市デザイン室】

◇事業推進上の視点

・開港150周年に向け、都心臨海部を中心に、主要施設のデザイン調整や都市の魅力創出事業の企画・提案を行うことにより、横浜らしい個性と魅力を発信する都市空間形成を行います。

◇具体的取組

① デザイン調整の仕組みづくり

施設デザインの調整を行うための「(仮称)デザイン調整会議」を新たにつくり、具体的に各施設のデザイン調整を開始します。

② 新たな都心部の魅力創出

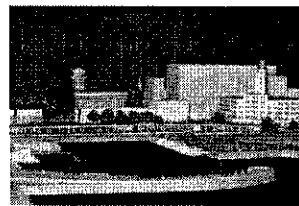
・象の鼻から横浜公園にかけての日本大通り軸の魅力演出や事業調整等を進めています。

・新たな都心回遊ルートの整備構想ができています。

・ライトアップ施設の常設化推進に加え、観光施策の面から夜景演出の新たな展開策が検討できています。



日本大通りイルミネーション



象の鼻地区

3-6 新市庁舎整備構想検討調査事業

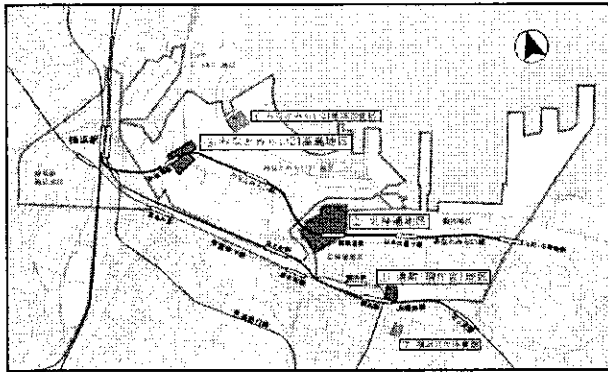
【企画課】

◇事業推進上の視点

現在の市庁舎は、事務所が分散している関係で業務が非効率となり、行政サービスの低下を招いています。そこで、新市庁舎の整備について、中長期的観点からの管理経費の縮減、災害対策の拠点としての防災機能の強化などの視点から、候補地や整備方法など新たな市庁舎の整備構想を総合的に検討します。併せて、関内地区の活性化策についても検討します。

◇具体的取組

・新市庁舎に関するアンケートと候補地や整備方法などの提案募集を行うとともに(4月)、専門家による検討会を設置し、提案などに対して助言をもらい、新市庁舎整備構想素案がまとめられています。



候補地及び周辺の市有地

現在の横浜市庁舎

3-7 都市整備における緑の保全と創造

【企画課】

◇事業推進上の視点

緑の確保は、これまで樹林地・農地の保全や公園整備により確保を図ってきたところですが、緑被率は昭和50年の45.4%から平成16年には31.0%と減少しています。

次世代への緑ある横浜を継承するため、都市づくりにおける緑の保全と創造に取り組めます。

また、中期計画「市街地における緑の保存・創造の推進」の中で、土地利用規制が景観法と連携して斜面緑地の保全を図っていきます。



郊外部の良好な樹林地



◇具体的取組


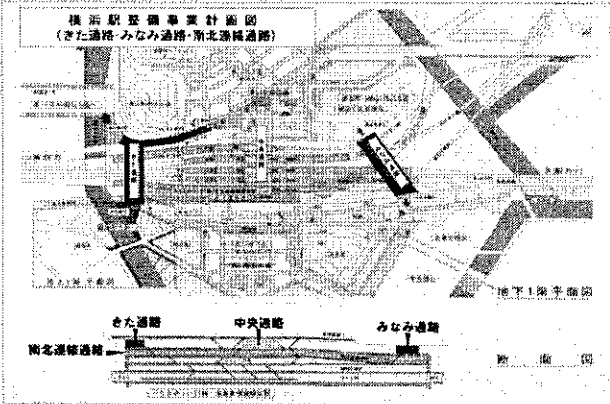
・緑の保全と創造に取り組むについて局内横断プロジェクトによる方策が取りまとめられている。

・150万本植樹行動について、市民・企業等への周知・登録への呼びかけを実施するとともに、事業実施地区などにおいて植樹が行われています。

基本目標 都市整備の着実な推進を図りつつ

施策4 鉄道施設等の整備

- ◆本市西部及び県央部と新横浜・東京都心部を直結し、両地域間の速達性の向上や新横浜都心の都市機能強化等を図るため、神奈川東部方面線を整備します。
- ◆都心部における回遊性の向上と活性化に向けて、東横線跡地を緑道等として整備します。
- ◆首都圏でも有数のターミナル駅である横浜駅については、駅東西の一体化を強化するとともに、利用者の一層の利便性・安全性の向上のため、駅周辺地区との調和を図りながら、自由通路等の整備を進めます。

具体的取組の内容	
<p>4-1 神奈川東部方面線の整備</p> <p>◇事業推進上の視点 国や県、事業者と連携して事業の具体化に取り組み、着実な事業推進を図ります。また、市民への事業内容の説明など広報活動に努めます。</p> <p>◇具体的取組 ・国や県とともに事業費の補助を適切に行い、計画案の策定など事業内容の早期具体化に取り組んでいます。 ・環境影響評価等の手続きを開始しています。 ・進捗状況にあわせて事業内容の説明や広報誌等による広報活動を行っています。 ・新駅を設置する地域などにおいて、駅施設計画とあわせて交通基盤施設の基本的な考え方がまとまっています。</p>	<p style="text-align: right;">【鉄道事業課】</p> <p style="text-align: center;">計画概要図</p> 
<p>4-2 横浜駅の整備</p> <p>◇事業推進上の視点 横浜駅周辺地区全体の発展に向けて、駅東西の一体化と回遊性の強化を図るとともに、利用者の安全性・利便性の向上を図るため、安全確保に努めながら、引き続き「きた通路」「みなみ通路」「南北連絡通路」の整備を推進します。 ○関係鉄道事業者と連絡を密にし、円滑な工事の進捗に努めます。 ○利用者への工事内容の周知に努めます。 ○工事期間中のバリアフリーに最大限配慮します。</p> <p>◇具体的取組 ・南北連絡通路を全面供用開始しています。 ・京急横浜駅総合整備事業が完了しています。 ・19年度末までに3通路を全面的に供用開始しています。</p>	<p style="text-align: right;">【鉄道事業課】</p>  <p style="text-align: center;">◇スケジュール 19年度 躯体構築・建設設備工事実施 19年度末 通路の全面供用開始</p>

◇事業推進上の視点

鉄道跡地を緑道や遊歩道を整備し、駅を中心とした歩行者の回遊性と駅へのアクセスの向上を図ります。

○地下化区間(東白楽～横浜駅間)

- ・市民参加の検討会等で作成したプランに基づき、緑道整備工事及び用地取得等を行います。
- ・引き続き、沿道地域への積極的な情報公開を推進し、地域に密着した緑道整備を推進します。

○廃線区間(横浜～桜木町駅間)

- ・自転車も通れる遊歩道整備のため、実施設計及び用地取得等を行います。
- ・沿道地域の意見を取り入れながら、高架下空間等の利活用を検討します。



(地下化区間) 緑道供用区間

◇具体的取組

○地下化区間

- ・全体の約60%の区間(供用区間を含む)で緑道整備工事に着手しています。
- ・二ツ谷公園部、反町駅周辺部で設計説明会を実施しています(10月)。
- ・用地取得等が完了しています。

○廃線区間

- ・全体の約90%の用地を取得しています。
- ・高架橋等構造物の改良工事に着手しています。
- ・東横線跡地活用懇談会の開催により、高架下等利活用計画案を作成しています(3月)。

施策5 横浜駅周辺大改造の推進

- ◆横浜駅西口では、老朽化した建物が多く都市機能の更新時期を迎えつつあり、東口ではみなとみらい21地区等の街づくりの進展から、東口臨海部を含めた一体的な街づくりが必要です。
- ◆横浜駅周辺では、河川の浸水対策、老朽化建物の更新、わかりやすく、快適な歩行者空間の確保、新たな文化機能等の導入、緑や水辺の潤いの確保など様々な視点から、街づくりの推進が求められています。一方、駅周辺では、民間開発の動きがあり、街づくりに向けた気運が高まっている状況です。
- ◆そこで、横浜の玄関口として競争力のある都市づくりを推進するため、地元と共有できる「夢のあるビジョンづくり」として、横浜駅周辺大改造計画の策定を行います。
- ◆また、計画策定とも整合を図りながら、駅周辺での開発事業及び歩行者デッキなどの基盤整備の推進を図ります。

具体的取組の内容	
<p>5-1 横浜駅周辺大改造計画の策定</p> <p>◇事業推進上の視点</p> <p>横浜の玄関口としてふさわしい街づくりを推進するため、横浜駅周辺の将来像を見据え、地元と共有できる「横浜駅周辺大改造計画」を策定します。計画策定にあたっては、横浜駅周辺まちづくり懇談会での意見を踏まえ、商業・業務機能の強化、街として不足している文化・娯楽機能の導入、官民共同による公共インフラの整備を柱として、都市再生の制度の活用、駅周辺の課題解決に対応したインフラ整備、地元主体で街の運営・管理できる組織の育成と支援、計画実現に向けた新たな制度・仕組みの検討などに取り組みます。</p> <p>◇具体的取組</p> <p>①学識経験者などによる委員会を設置し、3月の提言に向け、たたき台が作成されています。 (主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街の課題解決するため、駅前広場を含む自動車交通、歩行者交通、駐車場などの整備のあり方 ・水害対策、震災対策など予防(防災)のまちづくりの検討 ・エリアマネジメント、水辺整備、新たな文化・芸術機能の導入など街の価値向上についての検討など <p>②都市再生の制度の活用や新たな制度・仕組みについて、既存制度等の課題などの整理がされています。</p>	<p>【都市再生推進課】</p>
<p>5-2 横浜駅西口地区の整備</p> <p>◇事業推進上の視点</p> <p>横浜駅西口地区のさらなる活性化を図るため、横浜駅自由通路の周辺の開発事業及び案内サインの設置を進めます。</p> <p>①五番街・幸栄地区の再開発事業の推進</p> <p>早期事業化に向け、隔地駐車場の整備、仮設店舗計画、事業のフレーム、などの検討を進め、関係機関の調整及び地元権利者の合意形成を進めます。</p> <p>②東急ホテル・シアルビル開発の推進</p> <p>駐車場整備、歩行者動線、文化施設の導入、駅前広場機能などを主な視点として、横浜駅西口の街づくりに資するよう開発誘導を行います。</p> <p>③案内サインの設置</p> <p>駅周辺の街路等に案内サインの設置を進めます。</p> <p>◇具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五番街・幸栄地区の再開発事業の推進 <p>隔地駐車場整備の関係者調整、仮設店舗計画として、河川上空利用の河川管理者協議、事業のフレームとして、スケジュール、整備方針の検討及び関係者調整を進め、準備組合や主要な権利者で共有できる計画づくりに着手しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東急ホテル・シアルビル開発 <p>都市計画の方向性が定まっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サインの設置 <p>駅周辺の街路等に案内サインが設置されています。</p>	<p>【都市再生推進課】</p>

5-3 横浜駅東口地区の整備

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

みなとみらい21地区やポートサイド地区の街づくりの進展を踏まえ、横浜駅東口としてふさわしい街づくりを推進するため、横浜駅東口地区開発(ステーションオアシス)事業の基本的な枠組みの検討や誰でもわかりやすい案内サインの設置を進めます。

◇具体的取組

- ・横浜駅東口地区開発(ステーションオアシス)事業の基本的な枠組みについては、必要な公共施設の整備、事業手法、建物規模などの検討を行い、関係者で合意されています。
- ・地下街を中心に案内サインが設置されています。

5-4 高島二丁目市街地再開発事業

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

横浜駅とみなとみらい21地区の結節点である高島二丁目市街地再開発事業を推進します。再開発ビルの12月にオープンに向け工事を進めます。また、横浜駅、高島地区、みなとみらい21地区の連絡強化を図るため、再開発ビルに接続する横浜駅方面の万里橋交差点歩道橋の工事を進めます。

◇具体的取組

- ・再開発ビルは12月にオープンしています。
- ・万里橋交差点歩道橋は、橋脚の工事を進め、4本の基礎工が完了しています。また、上部工の設計が完了します。

5-5 ポートサイド地区の整備

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

ヨコハマポートサイド地区への利便性、安全性向上のため、横浜駅と地区を結ぶ歩行者専用デッキを整備します。また、民間によるポートサイド地区の早期開発を誘導するとともに、地区住民等とアート&デザインの街づくりを進めます。

◇具体的取組

- ・ポートサイド連絡デッキについては平成20年度末の完成に向け、引き続き関係部署との調整を行い工事の進捗に努め、橋脚の基礎工が1本完了します。
- ・A-3街区業務棟の上半期の事業着手を誘導し、工事着手の手続きが完了します。
- ・C-3街区については、地中障害の処理及び工事を進め、基礎工事が完了します。
- ・C-4街区についてアート&デザインの街にふさわしい施設整備を図るため、地元協議会等とも調整を図り、整備の方向性が出ています。
- ・地元主体の街づくりの推進を図るため、昨年から開催した朝市を発展させたイベントが開催されています。

施策6 関内・関外地区の整備

◆横浜都心部の機能強化を図るため、業務・商業施設の積極的な誘導を図るとともに、文化芸術、創造活動による都心部の活性化、環境・景観に配慮された都市空間の形成に向けた施策など様々な取組を進めているところです。

◆一方、都市環境や景観に関する市民意識が高まりを見せる中で、横浜都心部においては、開港以来の歴史性を踏まえた街並み形成や、魅力ある都市景観の形成について、地域住民はもとより観光客などからも、多くの意見・要望が寄せられています。

◆関内地区においては、都心機能の強化につながる市街地再開発事業等の推進に向け、積極的な調整を行うとともに、各地区の特色を生かした街のルールづくり等を進めていきます。

◆関外地区においては、環境対策や防犯対策など、様々な切り口で既成市街地の都市再生の実現を図るため、地元組織や活動団体等と連携した街づくり活動を積極的に進めていきます。

具体的取組の内容	
6-1 事業推進(関内地区)	【都市再生推進課、企画課】
◇事業推進上の視点 業務・商業、文化、観光施設、都心型住宅等の誘導により、都心機能の強化を図り、地区の活性化を推進します。	
◇具体的取組 ・山下町本町通り地区では、市街地再開発事業により積極的な業務・商業機能の導入を図り、年内に工事着手します。 ・北仲通北地区では、水辺空間の積極的な市民開放、歴史的建造物等の保全活用、文化芸術創造活動の拠点整備を図りながら、業務・商業施設の積極的な導入と、バランスある都心型住宅の誘導を図ることとし、地区計画の都市計画決定及び土地区画整理事業の事業認可を目指します。 ・北仲通南地区では、第2工区の工事着手に向けた用地整理手続き等を引き続き進めます。 ・関内地区全般で引き続き都心機能誘導施策に取り組むとともに、新たな活性化策の検討を進めます。	
6-2 街づくり推進(関内地区)	【都市再生推進課】
◇事業推進上の視点 開港以来の歴史性を活かし、横浜都心部にふさわしい街づくりを推進するため、地区の特性に応じた街のルールづくりや、魅力ある景観形成の実現を図ります。	
◇具体的取組 ・馬車道地区地区計画の都市計画手続きを開始し、中華街地区のルールづくりへの取り組みを引き続き行います。 ・関内地区景観形成ガイドラインの暫定運用から本格運用へ移行(一部まちづくり協議指針の廃止)します。	
6-3 伊勢佐木町3~7丁目地区(関外地区)	【都市再生推進課】
◇事業推進上の視点 商業機能を中心とした街づくりが進められていますが、次世代へつなげる街づくりを推進するため街のルールづくりを進めます。	
◇具体的取組 街づくり協定が締結され、協定に基づく街づくりが進められています。	

6-4 初黄・日ノ出町地区整備(関外地区)

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

初黄・日ノ出地区では、違法な風俗営業店の環境浄化活動を行い、ほぼ一掃しました。今後は、地域・警察・行政が一体となり、安全で賑わい溢れる新たな街づくりをめざします。

◇具体的取組

- ・地元地域を主体としたまちづくり活動(環境美化運動、イベント実施等)を支援します。
- ・地域参加によるまちづくりルールを検討します。
- ・創造都市横浜推進事業と連携し、地域活性化の新たなイメージづくりを検討します。
- ・賑わいある街づくりの核として、京浜急行高架下の利用を検討します。

6-5 寿町地区整備(関外地区)

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

場外舟券設置に伴い、周辺自治会によるまちづくりルール化への支援及び施設周辺の安全対策、環境対策、防犯対策の確立に向けた地元住民等との協議機関の設立と問題課題の解決に努めます。

◇具体的取組

- ・Lプラザ周辺地区におけるまちづくり賛同者による建築協定策定を目指します。
- ・舟券売場施設の平成19年度営業開始を控え、安全対策を中心とした地域代表者との協議会を設置するとともに、総合的支援体制(地域・警察・行政)を確立します。

6-6 日ノ出町駅前地区(関外地区)

【都市再生推進課】

平成19年度は再開発事業の都市計画手続きを進め、関係権利者等との協議調整を図ります。

施策7 みなとみらい21地区の整備

- ◆みなとみらい21地区では、横浜の自立性の強化、港湾機能の質的転換、首都圏の業務機能の分担の3つの目的に基づいた都市像を目指し、事業推進を図っています。
- ◆街区開発促進として、周辺地区との連絡強化(東口ペデ、高島デッキ)など基盤整備を着実に進めるとともに、企業誘致を進め、時代の変化に対応した魅力と活力ある街づくりを進めています。

具体的取組の内容

7-1 企業誘致等による街づくりの促進

【みなとみらい21推進課】

◇事業推進上の視点

企業ニーズや経済動向を把握した誘致活動を展開するとともに、市有地の売却については、民間事業者からの事業提案を公募していきます。また、公募街区や民間所有街区の開発調整を行うとともに、国際文化都市ヨコハマの顔にふさわしい都市景観の形成を図っていきます。

<視点>

- ・積極的な公募の実施、並びに街区開発の促進
- ・良好な街並形成と早期熟成に向けた、公募街区・民間所有街区の開発調整
- ・景観法、景観条例を活用した、実効性の高い景観ルールの策定

◇具体的取組

【企業誘致】 3つの街区を公募し、事業提案の審査を経て、事業予定者を決定します。

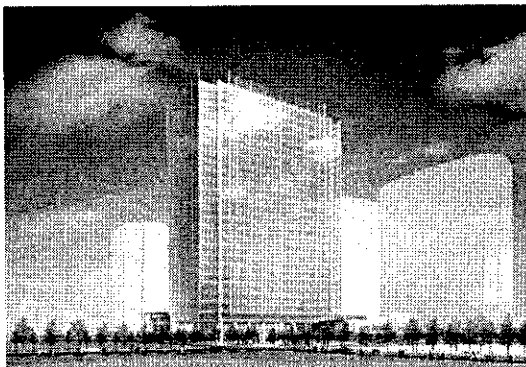
- ・街区開発の進捗率が、宅地面積(約87ha)に対して、約82%となっています。
(平成18年度末:約77%)

【開発調整】 計画中の市所有街区や民間所有街区が着工となるよう開発調整を行います。

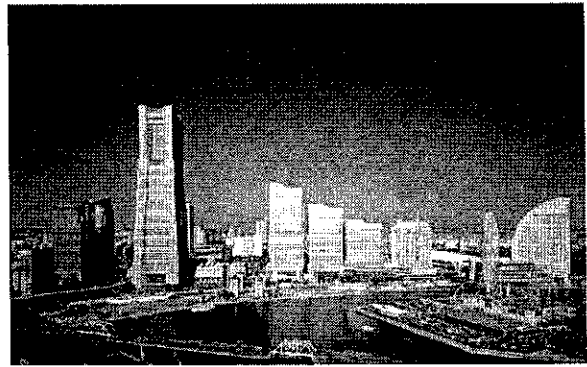
【景観ルール】 建物の色彩や形態、広告物のデザイン、大きさ等について魅力的な景観形成を図るためのルール(=景観ガイドライン)案を作成し、素案説明会や専門家による審議会など法定手続きを行います。

- ・景観法、景観条例に基づく景観ガイドラインが確定しています。

【開発調整中の街区の例】



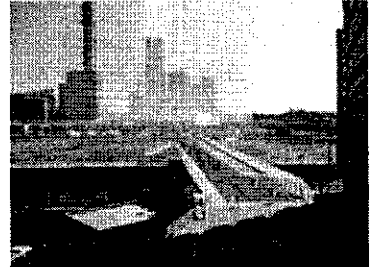
【みなとみらい21地区の都市景観の様子】



◇事業推進上の視点

みなとみらい21地区全体の安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、横浜駅等の近隣地区との一体化を図るため、地区内の主要な歩行者軸へつながる歩行者空間を整備します。

【東口ペDESTリアンデッキイメージ図】



◇具体的取組

① 横浜駅東口ペDESTリアンデッキ

みなとみらい21地区への来街者の利便性や安全性・回遊性を高めるとともに、新高島駅周辺の街区開発を促進するため、横浜駅東口地区とみなとみらい21中央地区を結ぶ、新たな玄関口として、歩行者連絡施設を整備します。

平成19年度末に完成します。

② 高島二丁目連絡デッキ

横浜駅みなみ通路方面からの歩行者空間の利便性や安全性の向上を図るため、地区内の主要な歩行者軸であるキング軸から国道1号を跨ぎ、高島二丁目地区とを結ぶ歩行者専用橋を整備し、横浜駅みなみ通路方面との歩行者ネットワークの連絡強化を図ります。

平成19年度末に完成します。

【高島二丁目連絡デッキイメージ図】



施策8 新横浜都心の整備

新横浜都心の街づくりの一環として、北口総合再整備事業を推進し、ターミナル機能を強化するとともに、神奈川東部方面線の整備を契機とした羽沢駅周辺地区の街づくりを検討します。

具体的取組の内容

8-1 北口ターミナル機能の強化

【鉄道事業課】

◇事業推進上の視点

首都圏南西部の玄関口にふさわしい総合的な交通拠点の形成に向けて、JR東海が行う新幹線駅舎の改良と本市が行う駅前広場再整備等を一体的に進めます。

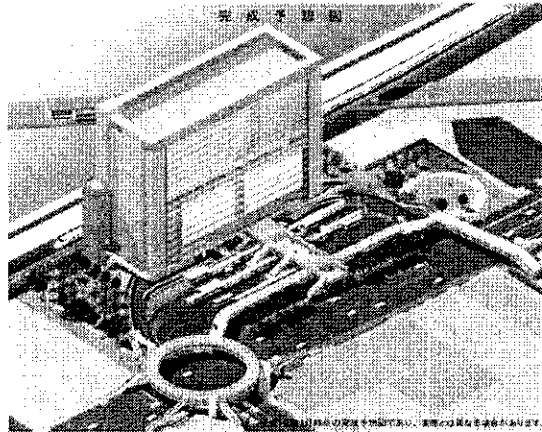
- 事業の広報に努め、通路切り替え時等のサイン・事前周知を充実させます。
- 利用者の安全確保とバリアフリーに配慮しながら工事を進めます。

◇具体的取組

- ・道路局事業との連携をとりながら、安全かつ円滑に工事を進め、1階交通広場を供用します。
- ・ホームページ等を活用してタイムリーな情報提供に努めます。

・スケジュール

- 平成19年12月 1階タクシープール供用開始
- 平成20年3月 屋内都市施設完成
- 平成20年秋 全体完成



新横浜駅北口整備イメージ図

8-2 羽沢駅周辺地区

【企画課、鉄道事業課、都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

- ・駅周辺の緑地、農地の自然環境や既存住宅地などと調和した街づくりを進めます。
- ・駅のポテンシャルを生かした街づくりを進めます。
- ・区役所、関係機関と連携した街づくりを進めます。

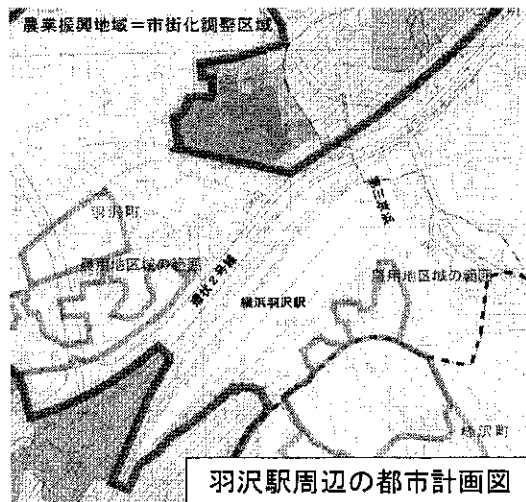
◇具体的取組

神奈川東部方面線の整備の事業進捗に併せて、交通基盤施設や土地利用の方向性を検討します。
(交通基盤施設の検討)

新駅設置に伴う駅前広場などの交通基盤施設の基本的な考え方がまとめられています。

(土地利用の検討)

「市街化調整区域のあり方検討委員会」の答申を踏まえて、市街化調整区域内の鉄道駅周辺の土地利用の基本的な考え方がまとめられています。



羽沢駅周辺の都市計画図



羽沢駅の現状

施策9 市街地整備の推進

◆拠点駅周辺において、駅前広場など交通機能の強化、密集市街地の機能更新、商業業務機能等の集積などを目的とする市街地整備を推進し、安全性・利便性・快適性の高いまちづくりを進めます。

この際、地元組織等との連携のもとで、再開発や区画整理をまちづくりのツールとして活用していきます。

◆また、地域のポテンシャルに見合った整備水準や機能集積、地元状況等を踏まえ、段階的・継続的なまちづくりについて検討するとともに、必要に応じ、既存計画の見直しや、新たな手法の検討を進めます。

具体的取組の内容

9-1 市街地整備事業の着実な推進

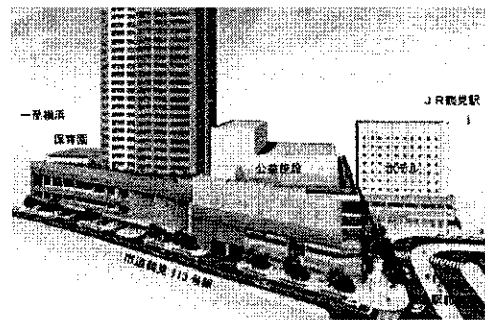
～～事業中の地区について個々の課題に対応しつつ着実に事業を推進します～～

(1) 鶴見駅東口地区

【市街地整備推進課】

・平成18年6月に事業計画認可、平成19年3月に権利変換計画認可を得、都市再生機構施行により市街地再開発事業を進めています。

・平成19年度は、平成22年度の再開発ビル完成に向けて、関係機関・部署と調整し、また、地元関係者への理解を得ながら再開発ビル工事に着手します。



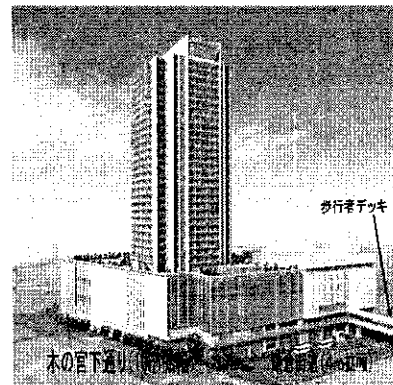
完成イメージ

(2) 上大岡C南地区

【市街地整備推進課】

・平成18年度に権利変換計画が認可され、これまで再開発組合施行により、既存建物解体工事を進めています。

・平成19年度は、再開発ビル建設工事に着手し、平成21年度末の再開発ビル完成に向け工事を進めます。



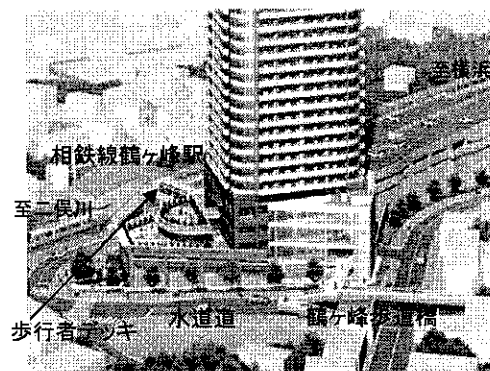
完成イメージ

(3) 鶴ヶ峰駅南口地区

【市街地整備推進課】

・平成17年6月に工事に着手し、これまで再開発組合施行により、工事を進めています。

・平成19年度は、8月に工事が完成し、9月に再開発ビルがオープンする予定です。

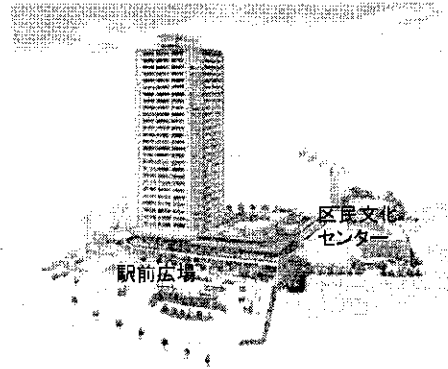


完成イメージ

(4) 長津田駅北口地区

【市街地整備推進課】

- ・平成18年度に作成・公表した再開発事業の計画案をベースに都市計画市案を作成し、地元説明会等を行い計画の周知を図りながら、都市計画決定に向けて手続きを進めます。
- ・都市計画決定後の事業計画認可の取得(市住宅供給公社施行)に向けて、区域内市有地の有効活用や、保留床処分における民間活力の導入などの観点から市住宅供給公社と連携して検討を進めます。



完成イメージ

(5) 金沢八景駅東口地区

【金沢八景駅東口開発事務所】

- ・横浜市施行の土地区画整理事業により、基盤となる公共施設の整備を進め、安全で快適な都市環境の確保と交通結節点機能の充実を図ります。
- ・あわせて、駅前立地を生かした商業・業務機能の集積、海、歴史などの地域特性を生かした街づくりを推進します。
- ・平成20年度の仮換地指定に向け、19年度は減価補償金による用地取得や、換地案の作成に取り組めます。
- ・その際、地元の方々などと活発な意見交換を行いながら、商業活性化や生活設計策の調整を進めます。

9-2 拠点駅周辺の整備促進

～～ 地元協議会等とともに、再開発や区画整理を活用したまちづくりを検討します～～

【市街地整備推進課、都市再生推進課(東神奈川1丁目地区)】

◇事業推進上の視点

- ・拠点駅周辺においては、駅前広場など交通機能や、密集市街地の機能更新などに課題がある地区があります。
- ・このため、地元組織等との調整をすすめ、安全性・利便性・快適性の高いまちづくりの具体化を図ります。
- ・この際、地元組織等との連携のもとで、再開発や区画整理をまちづくりのツールとして活用していくとともに、地域のポテンシャルに見合った整備水準や機能集積、地元状況等を踏まえ、段階的・継続的なまちづくりについて検討していきます。
- ・地元の皆様に対する適切かつ分かりやすい情報の提供や、意見の把握に努めるとともに、事業完了地区の事業効果の検証やPRを行います。

<対象地区>

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| ・東神奈川1丁目地区 | ・二俣川駅南口地区 | ・綱島駅東口地区 |
| ・中山駅南口地区 | ・東山田駅周辺地区 | ・大船駅北第二地区 |
| ・下飯田駅等周辺地区 | ・瀬谷駅南口A地区 | |

9-3 社会経済状況等の変化を踏まえた既存計画の見直しや新たな手法の検討等

～～ 地域特性等に応じた見直しや新たな手法の検討を進めます～～

【市街地整備推進課】

◇事業推進上の視点

- ・都市計画などの計画決定後、長期間にわたり未着手となっている地区については、その後の社会経済状況や市民意識の変化、地元状況等を踏まえつつ、必要に応じて既存計画の見直しを行います。
- ・地元組織等との話し合いや地域の皆様の意見把握を進めるとともに、関係機関との調整を進め、地区ごとの地域特性等に応じた見直し案を作成します。
- ・社会経済状況等の変化、景観や緑に対する市民意識の変化などに適切に対応する、時代に即した新たな手法の検討を進めます。

<対象地区>

- ・二ツ橋北部地区
- ・戸塚駅西口第3地区(A地区)
- ・金沢文庫駅東口地区
- ほか

施策10 戸塚駅周辺のまちづくり

市内第2位の乗降客を有する戸塚駅周辺地区において、JR線アンダーパスを含む都市基盤施設の整備と防災性向上のため、長年の懸案である市街地再開発事業と土地区画整理事業について、両事業の連携を取りながら着実に推進するとともに、魅力的なまちづくりについて検討を始めます。

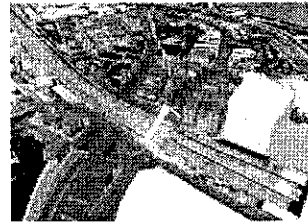
具体的取組の内容

10-1 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業

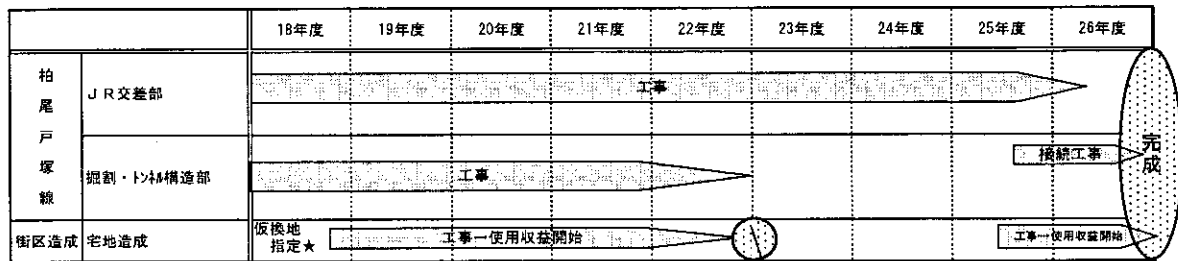
【戸塚中央区画整理事務所】

◇事業推進上の視点

- ・地元協議会と協力しながら、地域まちづくりを推進し、地区内の商業の活性化及び良好な住環境を創出します。
- ・JR線をアンダーパスする都市計画道路柏尾戸塚線を整備します。
- ・平成26年度完成を目標として進めています。平成22年度までに事業区域全体面積の約8割を整備します。



【完成予想図】



◇具体的取組

[着実な事業展開]

- ・都市計画道路柏尾戸塚線の整備工事を進めます。また、宅地造成工事についても整備を進め、完了箇所について使用収益を開始します。
- ・平成20年度に着手する工事箇所について、円滑に着手できるよう下期より関係権利者との移転協議を進めます。

[地元、市民との協働による総合的な地域まちづくり]

- ・地元協議会と共に作成したまちのルール(地区計画)及び用途地域等について3月の都市計画変更に向けて手続きを進めます。
- ・関係区局と連携し市民と共に総合的なまちづくりを考えます。
(旧東海道戸塚宿など地域資源の活用、回遊性の向上、景観形成、大踏切上部歩行者デッキや機能集積等について)

(19年度スケジュール)

- 通年 JR交差部工事の推進
- 19年6月 東側深礎擁壁工事着手
- 9月 12街区周辺造成工事完成(区域面積の約5%)
- 20年1月 東側11m道路下BOX設置工事完成
- 2月 15街区工事着手
東側U型擁壁工事完成
- 3月 1街区・2街区造成工事完成(区域面積の約5%)
歩道橋基礎工事完成、西側深礎擁壁工事完成
地区計画、用途地域等について、都市計画変更



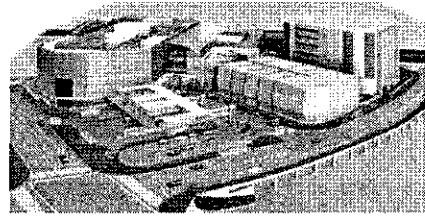
【宅地造成工事の様子】

10-2 戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業

【戸塚駅周辺再開発事務所事業調整課】
[完成予想図]

◇事業推進上の視点

市民・駅利用者および地元権利者の早期完成の要望に応えるため、事業スケジュールに基づき、着実に施設整備を進めるとともに、戸塚駅西口の賑わいのある魅力的な街づくりについて検討を始めます。



[事業スケジュール]

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
★事業計画変更 (7月) ・管理処分計画 ・用地取得契約等 仮設店舗 配置調整・内装工事	★仮設店舗オープン (6月)	工事(第1段階)		★商業施設完成(春) ★第1交通広場完成(秋)	工事(第2段階)	
						★公益施設 ・第2交通広場完成(秋)

◇具体的取組

①着実な施設整備の推進

6月1日に仮設店舗をオープンし、地区内の既存建物の解体後、10月には道路・交通広場と再開発ビルの工事に着手します。

(19年度スケジュール)

19年5月中 地区内店舗の立ち退きと仮設店舗への移転が完了

6月 仮設店舗(戸塚ウエストA、B、C、D)をオープン
地区内既存建物の一斉解体工事に着手

再開発ビルを建設する特定建築者が決定

10月～ 道路・交通広場および再開発ビル(共同ビル)の工事(基礎工事)に着手

12月 仮設店舗(戸塚ウエストE、F)をオープン

②魅力的な街づくりの検討(新規)

再開発事業を契機として、賑わいのある魅力的な街をつくるため、建物のデザインや歴史など地域資源を活かした施設計画、便利な情報案内など、ソフト面について全体的な整合を図りながら検討し、施策として実施する内容を決定します。

施策11 公共事業の品質の確保・コスト縮減

厳しい財政状況等を背景に、選択と重点化による効率的な予算執行が求められている中で、公共事業の透明性の向上や、品質の確保、コストの縮減等についての取組が非常に重要な課題となっています。

このようなことから、公共事業のより適正で効率的な実施を目指して、技術的な総合調整や各種の施策を推進します。

具体的取組の内容

11-1 公共施設の長寿命化の推進 【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

人口急増期に集中的に整備してきた公共施設が一斉に老朽化の時期を迎えることから、今後更新費等が大幅に増加することが予想されます。そこで、財政負担の軽減と平準化ならびにトラブル発生リスク回避を図るため、計画的予防保全などの施策を推進します。

◇具体的取組

- ・「長寿命化推進部会」のワーキング等を適宜開催するなど、全体調整や支援等を随時行うことにより、「施設整備・管理基本計画」(※)をベースとした、施設ごとの特性を反映した各局の「個別保全計画」策定作業が円滑に進んでいます。
- ・適切な保全予算確保の仕組みや効率的な執行方法等について、関係部署チームにより方策や課題を整理し、制度化に向けた内容の具体化や検証等が進んでいます。

(※)「施設整備・管理基本計画」…各局における今後の施設の使用や運用方法(統廃合・民営化など)等の動向を踏まえ、各施設の特性や実情に即した施設の整備や維持管理に関する基本的な考え方をまとめたもの

11-2 PFI等の推進 【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

公共施設の整備・運営においては、民間の創意工夫を活かす代表的な手法である「PFI」(※)の導入を積極的に進めて、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図ります。また、新たなPFI事業の掘り起こしやPFI事業審査委員会の円滑な運営等に努めます。

(※)「PFI(Private Finance Initiative)」…公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法

◇具体的取組

- ・PFIに対する理解を深めるため、庁内関係職員に対する説明会が5月までに実施されています。
- ・庁内関係課間での情報交換や課題の検討を行うため、PFI推進会議が2回程度開催されています。
- ・焼却灰の有効利用事業や消化ガス発電設備事業については、PFI事業審査委員会の実施手続きが着実に進められています。
- ・すでに実施手続き中の瀬谷区総合庁舎及びニツ橋公園整備事業については、12月までに最優秀提案者の選定が行われています。

11-3 公共事業評価制度の実施

【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

公共事業の着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価・公表する「公共事業評価制度」(※)を運用することにより、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図ります。

運用にあたっては、各評価の円滑な実施のため、事業を所管する局に対する適切なサポートや、効率的な委員会の運営に努めます。

(※)「公共事業評価制度」の概要

■事前評価

新たに事業化しようとする公共事業について、事業の必要性や効果の観点から事業実施の妥当性を判断する手続

■再評価

事業採択後一定期間が経過した後も未着工である公共事業や事業採択後長時間が経過した時点で継続中の公共事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続

■事後評価

事業完了後一定期間を経過した公共事業について、事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画・調査のあり方や見直し等に反映させることを目的として実施する手続

◇具体的取組

- ・公共事業のなお一層の透明性・効率性向上を図るため、実施状況を踏まえて、事前評価対象事業の拡充(対象事業費の引き下げ等)についての検討結果がまとまっています。
- ・公共事業評価制度を通じた公共事業のPDCAサイクル確立の観点から、事前評価を実施した事業に事後評価を義務付ける等、検証結果を事業の改善や類似事業の実施へ反映する評価システムが構築されています。

11-4 特別調査チーム立入り調査の実施

【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

建設業者の不正行為(一括下請負、手抜き工事等)を未然に防止し、不良・不適格業者の排除を図ります。

◇具体的取組

- ・随時工事現場に出向き、施工体制台帳、施工計画書等の資料を基に施工体制の点検を行い、不備等が認められた場合は、適切に措置するように指示がされています。
- ・立入り調査結果の内容を把握・分析し、3月までに調査方法や体制について検証されています。

11-5 総合評価落札方式の推進

【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

公共工事の品質確保が期待される「総合評価落札方式」(※)を、18年度の試行結果を踏まえ改善したうえで引続き試行することで、より一層の検証を進めます。

(※)総合評価落札方式 … 18年度から試行を開始した入札契約制度において価格と価格以外の要素(入札参加者の技術提案、施工実績、工事成績等)を総合的に評価して、評価値が最も高い者を落札者とする新たな落札者決定方式。

◇具体的取組

複数の工事種別で昨年度の20件を超える30件程度を12月までに試行し、試行結果の検証に基づいて、3月までに制度の拡充に向けた課題が整理されています。

11-6 土木工事積算システムの運用

【公共事業調査課】

◇事業推進上の視点

土木工事に関する積算業務を正確かつ効率的に行うために積算システムの運用・管理を行います。今年度は、端末台数増の要望への対応やセキュリティの向上など、利便性の向上を図りつつ、システム関連経費の削減につなげます。




◇具体的取組

年間を通じて既存の土木工事積算システムの運用・管理を行いながら、庁内ネットワークで汎用パソコンから利用が可能となる方式への移行が10月に実施されています。

基本目標 柔軟な発想を持つ改革を推進する職員育成とし、効率的で活力ある組織を目指し、外郭団体の自主的・自立的経営を促進します。

施策12 組織の効率的な運営と人材育成

- ◆区役所と連携した地域まちづくりの推進に向け、本年度から、地域まちづくり課を創設するとともに、地域におけるまちづくりの窓口を区役所に一本化する取組を青葉区でモデル的に実施します。
- ◆横浜型スケジュール管理の徹底と政策評価によるPDCAサイクルの確実な推進を図ります。
- ◆創造的改革に向け、社会情勢の変化や事業の進ちょくに応じた機動的かつ効果的な組織編成の検討、組織の一体感の醸成、政策議論の喚起、情報提供・共有化を推進します。
- ◆人材育成ビジョン等に基づく柔軟な発想を持つ職員育成や職員意識の向上を図ります。
- ◆「協約」(平成19年度から平成22年度)を締結した外郭団体の自主的・自立的経営を促進(4団体)するとともに、(株)横浜みなとみらい二十一の新たな公益的法人への移行に向けた準備を進めます。

具体的取組の内容	
12-1 柔軟な発想を持つ人材育成と効率的で活力ある組織づくり	【総務課】
◇事業推進上の視点	
<p>経営会議等での横浜型スケジュール管理や政策評価、改革推進委員会コンプライアンス推進委員会等による推進体制の確立や積極的な情報提供により、組織の一体感の醸成を図るとともに、時代にあった組織編成や執行体制づくりを進めます。</p> <p>また、職員の専門知識向上やスキルアップのため、都市整備局人材育成ビジョンに基づく職員研修や法制実務研修等を実施します。</p>	<p>【オフサイトミーティング】</p> 
◇具体的取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・経営会議により、四半期ごとのスケジュール管理を徹底し、政策評価を行います。(年間10回程度開催) ・全職員参加による局長、副局長出前ミーティングを年間15回程度開催するとともに、運営責任職との意見交換や局長メッセージを配信します。 ・職員向けに局内情報を提供するEメールを毎週配信します。 ・改革推進委員会によるオフサイトミーティング等の開催、局内提案(目安箱)制度の運営、局サーバーを活用した情報提供を推進します。 ・組織横断的なプロジェクトによる政策検討や予算編成作業・執行管理の実施、主要事業に対する職員意見の募集を行います。 ・局内プロジェクトにより時代の変化や事業の進ちょくに併せた執行体制を検討します。 ・全職員を対象にしたテーマ別法制実務研修、局外を含めた職員参加によるアーバンデザイナー養成講座、まちづくり手法研修など、都市整備局人材育成ビジョンに基づく職員研修を実施します。 ・次世代育成プランに基づき職員の子供たちを対象とした職場見学会を実施するとともに、職員が気軽に相談や情報交換が行える場を整備します。 ・局表彰制度等を活用して、人材育成や職員意識の向上を図ります。 	<p>【出前ミーティング】</p> 
<p>これらの取組みにより、都市整備局の経営品質を高めるとともに、職員の仕事満足度の向上を目指します。</p>	<p>【職場見学会】</p> 

12-2 外郭団体の自主的・自立的経営の促進

(1) 横浜新都市センター株式会社

【都市再生推進課】

◇事業推進上の視点

横浜駅東口地区の立地特性を活かし、みなとみらい21地区やポートサイド地区との結節点として、地下街、バスターミナル、公共駐車場、ホールなどの大規模公共・公益施設の管理運営を行います。

◇具体的取組

- ・優良なテナントによる入居率100%を維持し地下街を運営します。
- ・利用者が安全で利用しやすい施設として、バスターミナルの維持管理します。
- ・地下駐車場の一日あたりの利用台数2,000台以上を維持します。(収容台数500台)

(2) 株式会社横浜みなとみらい二十一

【みなとみらい21推進課】

◇事業推進上の視点

出資者や関係機関と協議調整を行いながら、株式会社から新たな公益的法人への移行に向けた準備を進めます。

◇具体的取組

- ・新たな公益的法人が担うべき地域運營業務(エリアマネジメント業務)やこれを推進する組織等の詳細な検討を行い、12月末には方向性がまとまっています。

(3) 財団法人ケーブルシティ横浜

【みなとみらい21推進課】

◇事業推進上の視点

みなとみらい21地区及びその周辺地区等に建設される中高層建築物等の原因によるテレビジョン放送の受信障害の解消を図り、デジタル放送における電波障害対策の方向性を見極め、ルールの方針の策定に向け検討を進めます。

◇具体的取組

- ・地上デジタル放送における電波障害について、横浜都心電波障害対策協議会の対応方針に基づき、負担ルールの策定に向け調査・検討を行います。
- ・加入者サービスの向上及び加入促進を図り、平成19年度末には加入者数が13,000人となっています。

(4) 横浜シティ・エア・ターミナル(株)

【企画課】

◇事業推進上の視点

羽田・成田両空港へのアクセスを確保、エア・ターミナル機能の充実等により、市民の利便性の向上及び交通拠点性の強化に寄与するため、目標を共有化した協約の達成を促します。

◇具体的取組

- ・利便性と安全性を向上させるため、施設を有効活用し、利用者数334万人/年以上を確保します。
- ・財務改善のため、パス使用料金の適正化交渉を7月までに開始します。

(5) 横浜高速鉄道(株)

【鉄道事業課】

◇事業推進上の視点

安全で快適な市民に利用しやすい公共交通機関を目指すとともに、健全で安定した鉄道経営を継続していく必要があります。このため昨年度策定した「新規協約」に基づき公益的使命を果たしつつ、財務改善・業務改善の取組みを促進していきます。

◇具体的取組

- ・運転無事故を継続します。
- ・利用人員を14.3万人/日に増加させます。
- ・営業収支の黒字基調を継続するとともに経常収支を改善します。

